

## 論点整理【県立高等技術専門校再編整備事業】

## 委員からの質問・意見に対する県の回答・説明

## I-①

閉校となる高等技術専門校の跡地の利活用について教えていただきたい。また、白石高等技術専門校は築年数が20年であるが閉校する計画なので、その反省を踏まえた計画となっていることを評価調書に明確に記載するべき。

「宮城県立高等技術専門校再編整備基本計画」（以下「再編整備基本計画」）において、跡地を含めた廃止校の利活用については、「行政財産としての有効活用を前提としながら、所在地の自治体とも協議を行い、県全体としての利活用を図るとの視点で検討を行う」としている。このため、老朽化している県有施設等の移設先や仮設用地としての利用など、県の公共施設等総合管理方針などとの整合性を図りながら、県民の利益に繋がる利活用について検討する。

特に白石校に関しては、上記の検討に加え、築年数が現時点で20年であることから、在職者訓練の出張訓練の会場や施設外訓練（委託訓練）の教室としての利用など、建物の利活用を前提に検討する。

また、所在地の自治体とは、地域の訓練機会の確保などと併せて、跡地等の利活用に関しても既に意見交換を始めているところである。

なお、県や地元自治体による利活用が見込まれない場合、入札等による売却や貸付を検討するが、閉校後の維持管理の費用負担が発生することから、早期に利活用策を決定できるよう検討を進める。

白石高等技術専門校については、平成9年に策定した「宮城県立高等技術専門校再編整備基本計画」と、その計画の実行プランにあたる「宮城県立県南高等技術専門校（仮称）整備基本計画」に基づき、平成13年に新たに設置したもので、その整備方針は、情報関連事業所の集積状況や情報関連の専門学校の設置状況、交通利便性等を踏まえ、情報系やオフィス系として特色のある高等技術専門校として整備したものである。

訓練科目については、業界ニーズや入校状況に応じて見直しを行ってきたが、平成21年度より国からの委託事業である施設外訓練（委託訓練）の規模が大幅拡充となったことから、民間の多くの教育訓練機関で人材育成しているオフィス事務等の分野の訓練科は、委託訓練に移行したものである。

また、本県を取り巻く社会情勢として、平成9年の国立社会保障・人口問題研究所の推計人口と平成27年国勢調査の結果を比較すると、15歳から19歳の若者の人口は平成9年時点での見込みを1万1000人（8.7%）下回った。

国の委託訓練の大幅拡充、若者の人口の減少幅増は、県南高等技術専門校整備基本計画策定時点では想定できず、施設の有効活用としては、見込みと異なることとなった。

こうしたことも踏まえ、令和元年度から高等技術専門校の整備のあり方について議論していた県職業能力開発審議会からの答申で、新設校での科目設定にあたっては、他の民間教育機関などとの競合を考慮するよう提言があり、今回の再編整備基本計画の検討に

においては、民間専門学校等の現状等を総合的に勘案し訓練科を見直した。また、答申では将来を見据え、5校を1校に再編することが必要との提言もあり、20年以上先の若者の人口減少を見据え、複数ではなく1校に再編し、適切な規模とすることで過大な投資とならないよう計画策定に努めた。

【附属資料16 宮城県公共施設等総合管理方針抜粋】

【附属資料17 宮城県立県南高等技術専門学校（仮称）整備基本計画（平成9年9月）】

【附属資料18 事業概要（白石高等技術専門学校）抜粋】

【附属資料19 平成9年推計人口及び国勢調査結果】

【附属資料20 白石高等技術専門学校配置図，平面図及び現況写真】

#### I-②

高等技術専門学校を仙台1校に集約することで、スペシャルニーズのある学生、経済的に進学が困難になる学生もいると思われるが、どのように対応していくのか教えていただきたい。

再編整備基本計画においては、遠方に居住しているため通学できなくなる学生に対し、民間賃貸住宅等を利用する際の住居にかかる費用の支援を検討するとしている。さらに、授業料について住民税非課税世帯等に対する減免制度により、学生の経済的負担の軽減を図っている。

また、発達障害等で配慮が必要な学生に対し、一人暮らしをする場合の支援としては、保健福祉部等の関係部署と連携し各種相談支援等を行うほか、配慮が必要な学生に対応するため、職業能力開発総合大学校が実施している指導方法の研修等を活用した指導員のスキルアップによる受入体制の整備に努める。

さらに、学生が心身共に安定した訓練生活と就職活動に取り組めるよう精神保健福祉士等を配置し、相談対応にあたることを計画している。

なお、精神保健福祉士等については、今年度からの配置に向けて準備を進めているところである。

#### I-③

跡地利用が決定していないことで公適債が使えなくなる可能性があるのか教えていただきたい。

総務省は、公共施設等の適正管理の推進を目的として、平成29年度に「公共施設等適正管理推進事業債」（公適債）を創設（事業期間：平成29年度～令和3年度）した。

公適債では、複数の公共施設を集約化又は複合化する「集約化・複合化事業」も対象となっており、全体事業費の90%に公適債を充当可能で、元利償還金の50%が地方交付税措置されるものである。

「集約化・複合化事業」の要件については以下のとおりであり、跡地利用の決定が公適債の要件とはなっておらず、既に本県の高校の統合の事例で跡地利用が決定していない場合でも適用されている。

- ・集約化に係る個別施設計画を策定すること
- ・統合後の施設の延床面積が統合前の施設の延床面積より減少すること
- ・統合前の施設の廃止が、集約化による統合後の施設の供用開始から5年以内に行われること
- ・国庫補助事業として実施される事業についても対象事業に含まれること
- ・統合前の施設の除却については、現地での建替えを行う場合（仙台校を想定）は、対象事業費に含まれること など

【附属資料2 1 自治体施設・インフラの老朽化対策・防災対策のための地方債活用の手引き（全体版）抜粋】

#### I-④

アカデミックプランのようなものをしっかりと示した上で、国や学会が示しているガイドラインを踏まえ、プロポーザルが行われるように考えているのか。

再編整備基本計画に基づき、大学等のアカデミックプランを参考に、人材育成目標、訓練科ごとの仕上がり目標等を記した整備実施計画を今年度末までに定める。

また、プロポーザル方式の活用にあたっては、総務省等による令和3年8月30日通知「学校施設の設計における創意工夫を図るためのプロポーザル方式等の適切な運用について」の内容を踏まえるとともに、同通知で参考にすることとされている国土交通省等の「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」に基づき、公募型プロポーザル方式で実施し、公共工事の品質確保に努め魅力ある施設を整備する。

#### I-⑤

これだけの大きな投資に対して、現在の再編整備基本計画では課題の解決が難しいと考える。再編整備基本計画策定に至るまで、どのように議論が行われていたのか教えていただきたい。

県立高等技術専門校は、少子化等の影響による入校者数の減少等が課題となっていた。また、白石校、仙台校及び石巻校の一部を除き建物はいずれも築年数が経過している。このような状況から、平成30年11月から高等技術専門校のあり方に関する本格的な検討を開始し、県職業能力開発審議会委員が実際の訓練状況等を把握するため、現地を視察した上で、企業の人手不足の状況、需給のミスマッチ、若年者の高い早期離職率など本県の職業能力開発を取り巻く課題等について意見交換を行い、共通認識を図った。

令和元年12月には審議会にこれらの検討結果を基にした「県立高等技術専門校の整備のあり方」を諮問し、5回にわたり議論された。審議会では、「若者にワクワク感を持って進路選択してもらえるようにしてほしい」「20年後まで見据え思い切った大改革が必要」「県全体としてのあり方を考えるべき」「集約により、予算の重点配分、手厚い指導、充実した訓練が可能」「遠距離通学者に対する一定の配慮（家賃補助等）が必要」等の意見が出され、令和2年7月に「1校に再編することが必要」「修了生がものづくり企業の

技術を底上げするリーダーとなって活躍できる魅力溢れる高等技術専門校像を示すこと」との答申がなされた。

県では答申を踏まえ、再編整備基本計画の策定に着手し、みやぎ工業会やみやぎ高度電子機械産業振興協議会をはじめとした32の業界団体や事業所、地元自治体に対して、業界における人材育成の課題、求める人材、訓練内容等の見直し等についてアンケートや意見聴取を行い、「電子制御と機械加工の両方の知識と技能を備え検討し計画・製作のできる技術者の育成（メカトロニクス科）」、「基本的な塗装技能に加えて、防水等の塗装関連技能を備えた現場で即戦力となる人材の育成（塗装施工科）」「地域における訓練機会と人材の確保の要望」の意見をいただいた。また、これらの意見を踏まえ再編整備基本計画の中間案を策定し、県職業能力開発審議会でも議論いただくとともに、パブリックコメントや県議会への報告を経て令和3年3月に再編整備基本計画を策定した。

なお、計画策定後も経済動向や産業・就業構造の変化等に応じて、カリキュラムや定員を含め計画についても適宜見直しを行い、時代のニーズに即した職業訓練を実施することとしている。

【附属資料22 県議会経済商工観光委員会配布資料（令和元年12月13日、令和2年4月21日、令和2年8月21日）】

【附属資料23 訓練内容及び仕上がり目標等案】

#### IV-①

閉校になった高等技術専門校の維持管理費用、撤去になった場合の撤去費用についてどのように考えているのか。

閉校後の維持管理費用は、校舎の警備業務、敷地除草業務等が必要となり、年間で白石校、大崎校、石巻校、気仙沼校の4校で計400万円程度の費用負担が見込まれる。

また、閉校となる他の3校の解体費用は計約9億円（仙台校解体費用を参考に算定）と想定している。

跡地等の利活用については、老朽化している県有施設等の移設先や仮設用地としての利用など、県の公共施設等総合管理方針などとの整合性を図りながら、県民の利益に繋がる利活用について検討する。

なお、県や地元自治体による利活用が見込まれない場合、入札等による売却や貸付などにより、早期に利活用策を決定できるよう検討を進める。

IV-②

事業費の財源構成を明確に評価調書に記載するべき。

事業費の財源構成については以下のとおり。

A 建設費

単位：百万円

整備内容	所要額	財源内訳				(参考) 公共事業等債 交付税措置
		国庫補助金	起債		一般財源	
		職業能力開発 校設備整備費 等補助金	公共事業等 債	一般単独事 業債		
調査費	47					
設計費	263			4,865	1,623	
工事費	8,988	1,479	1,331			266
機器整備費	2,870	1,435			1,435	
計	12,168	2,914	1,331	4,865	3,058	266

B 維持管理費

単位：百万円

内容	所要額	財源内訳	
		交付金	一般財源
		職業転換訓練 費交付金等	
修繕・補修関係 経費	306	121	185
運営・管理経費	7,415	6,216	1,199
計	7,721	6,337	1,384

IV-③

公適債が延長されない場合は県の支出が増えるが、公適債の活用を意識した事業計画の検討を行っていたのか、その経緯を整理し、評価調書に記載するべき。

平成29年3月に策定した「宮城県立高等技術専門校整備・運営プラン」(計画期間平成29年度～令和2年度)では、5校体制を維持しながら、震災復興計画に基づき「ものづくり産業の早期復興による富県宮城の実現」を図る一方、入校生確保などが課題であったことから、平成30年11月から高等技術専門校の将来的なあり方について、計画期間内に検討を行うこととしていた。

公適債は平成29年度に創設されており、高等技術専門校を集約する場合は、当該起債の活用を意識していたものの、次期計画の検討にあたっては、「宮城県立高等技術専門校整備・運営プラン」の単なる後継計画に留まらない、高等技術専門校の将来的な大きな方向性を定める必要から、まずは今後のあり方について検討を始めることとした。

その中では、人口減少や民間との訓練内容の競合、高等技術専門校集約(再編)の可能性など、今後の社会情勢の変化や業界ニーズを考慮しながら幅広い視点での検討が必要となり、県や関係機関、業界団体と今後どのように議論を進めていくべきか、これらの調整・検討を行った後、令和元年12月に県職業能力開発審議会への諮問を行ったものであ

る。

審議会においては5回にわたり、高等技術専門校のあるべき姿や地域ニーズを踏まえた訓練科、集約（再編）の方向性などについて慎重に議論いただき、令和2年7月の審議会答申後、再編整備基本計画の策定に着手となった。

また、1校に集約（再編）するとの答申を受け、新設校の場所の選定については、交通の利便性など様々な要件を十分に検討する必要があるほか、訓練科の設定等についても、業界団体や関係自治体との意見交換に一定の時間を要したため、計画の策定が令和3年3月となり、その後のプロポーザルを経た事業着手（基本設計）では、現時点で令和3年度末までとなっている公適債の活用を図ることができなかった。

なお、公適債の延長については、県の令和4年度政府要望の重点要望項目のほか、全国知事会を通じて強く要望しており、公適債が来年度以降も延長された場合、本事業は、公適債の「集約化・複合化事業」の要件を満たすことから、活用することとしている。

【附属資料2 1 自治体施設・インフラの老朽化対策・防災対策のための地方債活用の手引き（全体版） 抜粋】

#### IV-④

白石高等技術専門校は、築年数が20年なので、閉校する場合、国庫補助金返納等が生じるのか、手続きの要否は何年度に判断する予定か。

再編対象校の校舎等については、国庫補助等を活用して建築していることから、以下のとおり処分制限期間が設定されている。

校名	校舎建築年（築年数）	処分制限期間（年数）	構造
白石校	平成13年（20年）	47年間	鉄筋コンクリート造
仙台校	昭和43年（52年）	〃	〃
大崎校	昭和43年（52年）	〃	〃
石巻校	昭和41年（54年）	〃	〃
気仙沼校	昭和49年（46年）	〃	〃

ただし、事業完了後10年以上経過していることから、財産処分を行うに当たっては、県が、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う財産処分（有償譲渡及び有償貸付を除く）について、厚生労働大臣へ所定の報告を行うことで、国庫納付金の納付を要せず、財産処分が可能となる。

これらの手続きについては、財産処分の着手前（閉校）までに行うこととしている。

【附属資料2 4 厚生労働省所管一般会計補助金等に関する財産処分承認基準 抜粋】

県立高等技術専門校再編整備事業に係る調書の修正

1 事業の概要について

(1) 調書の修正

修正後	修正前
<p>事業計画の背景</p> <p><b>【背景】</b></p> <p>県立高等技術専門校は、少子化等の影響による入校者数の減少等が課題となっていた。これに加え、校舎、実習棟は、白石校、仙台校及び石巻校の一部の建物を除き、いずれも築 35～59 年経過している。このような状況から、令和元年 1 2 月に宮城県職業能力開発審議会に「県立高等技術専門校の整備のあり方」を諮問し、令和 2 年 7 月に将来を見据え、現在の 5 校を 1 校に再編することなどが必要との答申を受けた。</p> <p>答申を踏まえ、富県躍進に向けたものづくり産業の人材育成を図ることを目指し、高等技術専門校の再編整備を推進するための基本となる「<u>宮城</u>県立高等技術専門校再編整備基本計画」(以下「<u>再編整備基本計画</u>」)を令和 3 年 3 月に策定した。</p> <p><u>再編整備基本計画</u>の主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○富県躍進に向けたものづくり産業の人材育成を図る</li> <li>○企業・地域ニーズに対応した訓練を展開する。</li> <li>○現 5 校を廃止して、再編校 1 校を新設する。</li> <li>○設置場所は、仙台圏域の県有地のうち、鉄道駅に近いことからアクセス性がよく、再編する高等技術専門校を設置する場合に必要とされる十分な敷地面積を有し、かつ既存施設の利活用(利用可能な複数の実習棟)も図ることができる「現仙台高等技術</li> </ul>	<p>事業計画の背景</p> <p><b>【背景】</b></p> <p>県立高等技術専門校は、少子化等の影響による入校者数の減少等が課題となっていた。これに加え、校舎、実習棟は、白石校、仙台校及び石巻校の一部の建物を除き、いずれも築 35～59 年経過している。このような状況から、令和元年 1 2 月に宮城県職業能力開発審議会に「県立高等技術専門校の整備のあり方」を諮問し、令和 2 年 7 月に将来を見据え、現在の 5 校を 1 校に再編することなどが必要との答申を受けた。</p> <p>答申を踏まえ、富県躍進に向けたものづくり産業の人材育成を図ることを目指し、高等技術専門校の再編整備を推進するための基本となる「<u>    </u>県立高等技術専門校再編整備基本計画」<u>        </u>を令和 3 年 3 月に策定した。</p> <p><u>「県立高等技術専門校再編整備基本計画」</u>の主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○富県躍進に向けたものづくり産業の人材育成を図る</li> <li>○企業・地域ニーズに対応した訓練を展開する。</li> <li>○現 5 校を廃止して、再編校 1 校を新設する。</li> <li>○設置場所は、仙台圏域の県有地のうち、鉄道駅に近いことからアクセス性がよく、再編する高等技術専門校を設置する場合に必要とされる十分な敷地面積を有し、かつ既存施設の利活用(利用可能な複数の実習棟)も図ることができる「現仙台高等技術</li> </ul>

修正後	修正前
<p>専門校」とする。</p> <p>○気仙沼地域において、民間委託によるサテライト訓練を実施する。</p> <p>○遠方のため、通学できなくなる学生を対象に、経済的負担の軽減を目的とした支援制度を検討するなど、学生支援の充実を図る。</p> <p>○時代の変化に即した機器等の整備を積極的に推進する。</p> <p><u>○廃止校の利活用については、行政財産としての有効活用を前提としながら、所在地の自治体とも協議を行い、県全体としての利活用を図るとの視点で検討する。</u></p> <p><u>※ 老朽化している県有施設等の移設先や仮設用地としての利用など、県の公共施設等総合管理方針などとの整合性を図りながら、県民の利益に繋がる利活用について検討する。</u></p> <p><u>県や地元自治体による利活用が見込まれない場合、売却や貸付など、早期に利活用策を決定できるよう検討を進める。</u></p> <p><u>特に白石校に関しては、出張訓練の会場や施設外訓練（委託訓練）の教室としての利用など、建物の利活用を前提に検討する。</u></p> <p><u>また、同校は、平成9年に策定した「宮城県立高等技術専門校再編整備基本計画」と、その計画の実行プランにあたる「宮城県立県南高等技術専門校（仮称）整備基本計画」に基づき、平成13年に情報系やオフィス系の高等技術専門校として整備したが、平成21年度より国からの委託事業である</u></p>	<p>専門校」とする。</p> <p>○気仙沼地域において、民間委託によるサテライト訓練を実施する。</p> <p>○遠方のため、通学できなくなる学生を対象に、経済的負担の軽減を目的とした支援制度を検討するなど、学生支援の充実を図る。</p> <p>○時代の変化に即した機器等の整備を積極的に推進する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>



修正後	修正前
<p><u>施設外訓練（委託訓練）の規模が大幅拡充となったことから、</u>  <u>オフィス事務等の訓練科は、委託訓練に移行した。さらに、</u>  <u>本県を取り巻く社会情勢として、平成27年の15歳から1</u>  <u>9歳の若者の人口は平成9年時点での見込みを下回った。こ</u>  <u>うした国の委託訓練の大幅拡充、若者の人口の減少幅増は、</u>  <u>県南高等技術専門学校整備基本計画策定時点では想定できず、</u>  <u>施設の有効活用としては、見込みと異なることとなった。</u></p> <p><u>こうしたことも踏まえ、今回の再編整備基本計画の検討に</u>  <u>おいては、民間専門学校等の現状等を総合的に勘案し訓練科</u>  <u>を見直したほか、若者の人口減少など将来を見据え、1校に</u>  <u>再編し、適切な施設規模となるよう計画策定に努めた。</u></p> <p>《<u>附属資料16 宮城県公共施設等総合管理方針抜粋</u>》</p> <p>《<u>附属資料17 宮城県立県南高等技術専門学校（仮称）整備基本計画</u>  <u>（平成9年9月）</u>》</p> <p>《<u>附属資料18 事業概要（白石高等技術専門学校）抜粋</u>》</p> <p>《<u>附属資料19 平成9年推計人口及び国勢調査結果</u>》</p>	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

修正後	修正前
<p><b>【期待される効果】</b></p> <p>(2) 再編による効果的・効率的な県立高等技術専門校の運営</p> <p>県立高等技術専門校の普通課程の入校生の多くは高等学校新卒者であるが、本県の推計人口によると、少子化の影響から、今後25年間で、15歳から19歳の若年の人口は、現在の約10万人から約7万人に減少することが予測されている。このような状況も踏まえ、「県立高等技術専門校再編整備基本計画」では、現5校を再編し新設校1校を設置する。併せて企業のニーズを踏まえ訓練科を見直すとともに、少子化等の影響を考慮し、普通課程の定員を300人から165人に削減する計画としている。</p> <p>また、再編により、新設校1校に様々な訓練科を設置できるなどのスケールメリットを活かし、複数の科目を受講できる科（総合建設技術科、ジョブセレクト科）の設置が可能となるほか、訓練機器の共有化や組織の集約化による事務体制のスリム化など、効果的・効率的な校運営が期待できる。</p> <p>関係自治体から地域における訓練機会と人材の確保について要望があることから、再編後の訓練機会の確保については、在職者を対象に、出張訓練を実施するほか、離職者等再就職訓練も行う。新設校に通学するのが困難となる気仙沼地域においては、民間委託によるサテライト訓練を実施する。</p> <p>人材の確保については、学生の出身地域をはじめとした仙台圏域以外への就職の確保に向けた方策などを関係自治体とともに協議しながら、ものづくり産業の人材確保による地域経済の活力</p>	<p><b>期待される効果】</b></p> <p>2) 再編による効果的・効率的な県立高等技術専門校の運営</p> <p>県立高等技術専門校の普通課程の入校生の多くは高等学校新卒者であるが、本県の推計人口によると、少子化の影響から、今後25年間で、15歳から19歳の若年の人口は、現在の約10万人から約7万人に減少することが予測されている。このような状況も踏まえ、「県立高等技術専門校再編整備基本計画」では、現5校を再編し新設校1校を設置する。併せて企業のニーズを踏まえ訓練科を見直すとともに、少子化等の影響を考慮し、普通課程の定員を300人から165人に削減する計画としている。</p> <p>また、再編により、新設校1校に様々な訓練科を設置できるなどのスケールメリットを活かし、複数の科目を受講できる科（総合建設技術科、ジョブセレクト科）の設置が可能となるほか、訓練機器の共有化や組織の集約化による事務体制のスリム化など、効果的・効率的な校運営が期待できる。</p> <p>関係自治体から地域における訓練機会と人材の確保について要望があることから、再編後の訓練機会の確保については、在職者を対象に、出張訓練を実施するほか、離職者等再就職訓練も行う。新設校に通学するのが困難となる気仙沼地域においては、民間委託によるサテライト訓練を実施する。</p> <p>人材の確保については、学生の出身地域をはじめとした仙台圏域以外への就職の確保に向けた方策などを関係自治体とともに協議しながら、ものづくり産業の人材確保による地域経済の活力</p>

修正後	修正前
<p data-bbox="280 295 1086 375">維持・向上に向け検討し、新設校で学んだ学生の仙台圏域外への就職支援につなげていくこととしている。</p> <p data-bbox="280 391 1086 566"><u>学生支援の充実としては</u>、新設校への通学が困難となる地方の学生が、民間賃貸住宅等を利用することが見込まれることから、経済的負担を軽減するため、住居にかかる費用の支援を検討していく。</p> <p data-bbox="280 582 1086 710"><u>また、発達障害等の方が一人暮らしをして新設校に通学する場合の支援として、関係部署と連携し各種相談支援等を行うほか、研修等で指導員のスキルアップによる受入体制の整備に努める。</u></p> <p data-bbox="280 726 1086 805"><u>さらに、学生が心身共に安定した訓練生活と就職活動に取り組めるよう精神保健福祉士等を配置し、相談対応にあたる。</u></p>	<p data-bbox="1176 295 1982 375">維持・向上に向け検討し、新設校で学んだ学生の仙台圏域外への就職支援につなげていくこととしている。</p> <p data-bbox="1176 391 1982 566"><u>なお</u>、新設校への通学が困難となる地方の学生が、民間賃貸住宅等を利用することが見込まれることから、経済的負担を軽減するため、住居にかかる費用の支援を検討していく。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

修正後	修正前
<p>これまでの取組状況</p> <p>○平成8年度～平成13年度</p> <p>平成9年1月に策定した「宮城県立高等技術専門校再編整備基本計画」に基づき、旧白石、塩釜、大河原高等技術専門校を集約して、現白石高等技術専門校を平成13年4月に新設した。</p> <p>○平成23年度～平成28年度</p> <p>現在の5校を維持する「宮城県立高等技術専門校整備・運営プラン」を平成24年3月と平成29年3月に策定した。</p> <p>○平成30年度～令和2年度</p> <p><u>平成30年11月から高等技術専門校のあり方に関する本格的な検討を開始し、県職業能力開発審議会委員が実際の訓練状況等を把握するため、現地を視察した上で、本県の職業能力開発を取り巻く課題等について意見交換を行い、共通認識を図った。</u></p> <p>令和元年12月に職業能力開発審議会に<u>これらの検討結果を基にした「高等技術専門校の整備のあり方」を諮問し、5回にわたり議論され、</u>令和2年7月に将来を見据え、現5校を1校に再編することなどが必要との答申を受けた。</p> <p>職業能力開発審議会からの答申を踏まえ、<u>再編整備基本計画の策定に着手し、みやぎ工業会やみやぎ高度電子機械産業振興協議会をはじめとした業界団体や地元自治体等に対して、人材育成の課題、求める人材、訓練内容の見直し等について、意見聴取等を行い、中間案を策定し、パブリックコメントや県議会への報告を経て、</u>令和3年3月に、現5校を1校に再編する「宮城県立高等技術専門校再編整備基本計画」を策定した。</p>	<p>これまでの取組状況</p> <p>○平成8年度～平成13年度</p> <p>平成9年1月に策定した「宮城県立高等技術専門校再編整備基本計画」に基づき、旧白石、塩釜、大河原高等技術専門校を集約して、現白石高等技術専門校を平成13年4月に新設した。</p> <p>○平成23年度～平成28年度</p> <p>現在の5校を維持する「宮城県立高等技術専門校整備・運営プラン」を平成24年3月と平成29年3月に策定した。</p> <p>○令和元年度～令和2年度</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>令和元年12月に職業能力開発審議会に_____</p> <p>_____「高等技術専門校の整備のあり方」を諮問し、_____</p> <p>_____令和2年7月に将来を見据え、現5校を1校に再編すること_____が必要との答申を受けた。<u>(審議会は延べ5回開催)</u></p> <p>職業能力開発審議会からの答申を踏まえ、<u>関係団体等からの</u></p> <p>_____</p> <p>_____意見聴取_____</p> <p>_____，パブリックコメント<u>等</u>を行い、_____令和3年3月に、現5校を1校に再編する「_____県立高等技術専門校再編整備基本計画」を策定した。</p>

修正後	修正前
<p><u>なお、再編整備基本計画策定後も経済動向や産業・就業構造の変化等に応じて、カリキュラムや定員を含め計画についても適宜見直しを行い、時代のニーズに即した職業訓練を実施することとしている。</u></p> <p><u>※「公共施設等適正管理推進事業債」(以下「公適債」)(起債充当率90%、交付税措置率50%)は平成29年度に創設されており、高等技術専門校を集約する場合は、その活用を意識していたが、次期計画の検討にあたっては、「宮城県立高等技術専門校整備・運営プラン」の単なる後継計画に留まらない、高等技術専門校の将来的な大きな方向性を定める必要から、まずは今後のあり方について検討することとした。</u></p> <p><u>その中では、人口減少や民間との訓練内容の競合、高等技術専門校集約(再編)の可能性など、今後の社会情勢の変化や業界ニーズを考慮しながら幅広い視点での検討が必要となり、関係機関、業界団体との議論の進め方、その調整・検討を行った後、令和元年12月に県職業能力開発審議会へ諮問となった。同審議会では5回にわたり高等技術専門校のあるべき姿や地域ニーズを踏まえた訓練科、集約(再編)の方向性などについて慎重に議論され、令和2年7月に答申を受け、再編整備基本計画の策定に着手した。その後の計画策定にあたっては、新設校の場所の選定について十分に検討する必要があったほか、訓練科の設定等について、業界団体や関係自治体との意見交換に時間を要したため、令和3年3月の策定となり、その後のプロポーザルを経た事業着手</u></p>	

修正後	修正前
<u>(基本設計) では、現時点で令和3年度末までとなっている公適債の活用を図ることができなかった。</u>	<hr/> <hr/>

(2) 資料の追加

別紙資料を附属資料として追加する。

2 事業費の財源構成について  
調書の修正

修正後		修正前																																																											
III 事業費		III 事業費																																																											
合計 A+B	19,889百万円	合計 A+B	19,889百万円																																																										
	<p style="color: red; margin: 0;">財源内訳表</p> <p style="margin: 0;">A 建設費 <span style="float: right;">単位：百万円</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">整備内容</th> <th rowspan="2">所要額</th> <th colspan="3">財源内訳</th> <th rowspan="2">(参考) 公共事業等債 交付税措置</th> </tr> <tr> <th>国庫補助金 職業能力開発 校設備整備費 等補助金</th> <th>起債 公共事業等 債</th> <th>一般単独事 業債</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査費</td> <td style="text-align: right;">47</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>設計費</td> <td style="text-align: right;">263</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: right;">4,865</td> <td style="text-align: right;">1,623</td> </tr> <tr> <td>工事費</td> <td style="text-align: right;">8,988</td> <td style="text-align: right;">1,479</td> <td style="text-align: right;">1,331</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: right;">266</td> </tr> <tr> <td>機器整備費</td> <td style="text-align: right;">2,870</td> <td style="text-align: right;">1,435</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: right;">1,435</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">12,168</td> <td style="text-align: right;">2,914</td> <td style="text-align: right;">1,331</td> <td style="text-align: right;">4,865</td> <td style="text-align: right;">3,058</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin: 0;">B 維持管理費 <span style="float: right;">単位：百万円</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">内容</th> <th rowspan="2">所要額</th> <th colspan="2">財源内訳</th> </tr> <tr> <th>交付金 職業転換訓練 費交付金等</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>修繕・補修関係 経費</td> <td style="text-align: right;">306</td> <td style="text-align: right;">121</td> <td style="text-align: right;">185</td> </tr> <tr> <td>運営・管理経費</td> <td style="text-align: right;">7,415</td> <td style="text-align: right;">6,216</td> <td style="text-align: right;">1,199</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">7,721</td> <td style="text-align: right;">6,337</td> <td style="text-align: right;">1,384</td> </tr> </tbody> </table>	整備内容	所要額	財源内訳			(参考) 公共事業等債 交付税措置	国庫補助金 職業能力開発 校設備整備費 等補助金	起債 公共事業等 債	一般単独事 業債	一般財源	調査費	47	/	/	/	/	設計費	263	/	/	4,865	1,623	工事費	8,988	1,479	1,331	/	266	機器整備費	2,870	1,435	/	/	1,435	計	12,168	2,914	1,331	4,865	3,058	内容	所要額	財源内訳		交付金 職業転換訓練 費交付金等	一般財源	修繕・補修関係 経費	306	121	185	運営・管理経費	7,415	6,216	1,199	計	7,721	6,337	1,384		
整備内容	所要額			財源内訳				(参考) 公共事業等債 交付税措置																																																					
		国庫補助金 職業能力開発 校設備整備費 等補助金	起債 公共事業等 債	一般単独事 業債	一般財源																																																								
調査費	47	/	/	/	/																																																								
設計費	263	/	/	4,865	1,623																																																								
工事費	8,988	1,479	1,331	/	266																																																								
機器整備費	2,870	1,435	/	/	1,435																																																								
計	12,168	2,914	1,331	4,865	3,058																																																								
内容	所要額	財源内訳																																																											
		交付金 職業転換訓練 費交付金等	一般財源																																																										
修繕・補修関係 経費	306	121	185																																																										
運営・管理経費	7,415	6,216	1,199																																																										
計	7,721	6,337	1,384																																																										

### 3 事業リスクについて

#### 調書の修正

修正後	修正前
<p>8 想定される事業リスク及び当該リスクへの対応策</p> <p>【事業費財源に関するリスク】</p> <p><u>廃止校については、県や地元自治体による利活用が見込まれない場合、校舎の警備業務等の維持管理費用が必要となることから、老朽化している県有施設等の移設先や仮設用地としての利用など、県の公共施設等総合管理方針などとの整合性を図りながら、県民の利益に繋がる利活用について、早期に利活用策を決定できるよう検討を進める。</u></p> <p>建設費の一部は一般単独事業債等(充当率 75%, 交付税措置なし等)を充てる計画だが、令和3年度までとなっている<u>公適債</u>(起債充当率 90%, 交付税措置率 50%)が延長された場合は、当該<u>公適債</u>を活用することで県の実質的な負担額は減る。</p>	<p>8 想定される事業リスク及び当該リスクへの対応策</p> <p>【事業費財源に関するリスク】</p> <p><u>○ 現在のところ想定されるリスクはない。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>建設費の一部は一般単独事業債等(充当率 75%, 交付税措置なし等)を充てる計画だが、令和3年度までとなっている<u>公共施設等適正管理推進事業債</u>(起債充当率 90%, 交付税措置率 50%)が延長された場合は、当該<u>事業債</u>を活用することで県の実質的な負担額は減る。</p>



## 附属資料一覧

	資料名	頁
附属資料	16 宮城県公共施設等総合管理方針抜粋	115
附属資料	17 宮城県立南高等技術専門校(仮称)整備基本計画(平成9年9月)	117
附属資料	18 事業概要(白石高等技術専門校)抜粋	126
附属資料	19 平成9年推計人口及び国政調査結果	128
附属資料	20 白石高等技術専門校配置図, 平面図及び現況写真	129
附属資料	21 自治体施設・インフラの老朽化対策・防災対策のための地方債活用の手引き(全体版)抜粋	132
附属資料	22 県議会経済商工観光委員会配布資料(令和元年12月13日, 令和2年4月21日, 令和2年8月21日)	136
附属資料	23 訓練内容及び仕上がり目標等案	139
附属資料	24 厚生労働省所管一般会計補助金等に関する財産処分承認基準抜粋	143

# 宮城県公共施設等総合管理方針



写真：宮城県行政本庁舎（平成元年築）

平成28年7月

宮城県

平成31年3月 一部改訂

## ② 管理に関する基本的な考え方

<b>点検・診断等の実施方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法定点検を適切に実施するとともに、法定点検の対象外施設についても「県有建築物定期点検マニュアル」等を活用し統一的な基準に則り施設管理者による点検を行います。</li> <li>○ 点検・補修履歴等の管理・蓄積に関する仕組み作りや蓄積したデータの施設保全への活用について検討します。</li> </ul>
<b>維持管理・更新等の実施方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 予防保全を行う施設を絞り込み、特に重要な建物については、長期的な利活用に関する方針を定めた上で、個別施設計画を策定して中長期的な修繕を計画的に実施します。</li> <li>○ 修繕・更新の優先度を判断し、計画的に必要な十分な修繕・更新を行っていきます。</li> <li>○ 同種・同規模の施設間の比較等を行うことにより、維持管理費等の縮減を図っていきます。</li> </ul>
<b>安全確保の実施方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 非構造部材の安全対策（外壁、内壁、照明、ガラス、吊り天井の落下防止対策等）についても検討します。</li> <li>○ 防犯・防災・事故防止等の観点から必要に応じて利用見込みのない施設を早期に除却します。</li> </ul>
<b>耐震化の実施方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東日本大震災などの経験を踏まえ、施設状況に応じた耐震化等を検討します。</li> </ul>
<b>長寿命化の実施方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建物の構造や用途等による選別基準を定め、また実際の劣化状況を調査して建替えと長寿命化のコストを比較した上で、長寿命化すべき建物（大規模改修する建物）を選別し、優先度を判断して適切な時期に改修・修繕等を行います。</li> <li>○ 建物の構造等に応じた目標使用年数を定め、各部位の耐用年数を考慮した計画的な保全の実施により長寿命化を図ります。</li> <li>○ 計画的に行われた改修等についても、改修後にその有効性などを検討し、効果的な維持管理を推進していきます。</li> </ul>
<b>ユニバーサルデザイン化の推進方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながらユニバーサルデザイン化について検討します。</li> </ul>
<b>総量適正化の推進方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 近接庁舎等の将来的な集約化や総合庁舎化等を、継続的に検討します。</li> <li>○ 建替時期が到来した建物等については、国・市町村の施設との利用調整や、他目的施設との合築等の方策を検討します。</li> <li>○ 将来人口の減少による施設利用需要の変化や建物の性能を適正に評価した上で、施設総量の縮減に取り組みます。</li> <li>○ 用途廃止施設については、早期に取り壊しを含めた今後の管理方針を決定し、実行していきます。また、県として不要な財産については、所在市町村による利活用の要望がある場合には市町村へ売却や貸付を行います。市町村の利活用がない場合には、一般競争入札等による売却や貸付を行い、資産として有効活用を図ります。</li> </ul>
<b>体制の構築方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 効果的な売却や貸付のあり方等について、公有財産調整会議で横断的に検討します。</li> </ul>

宮城県立県南高等技術専門校（仮称）整備基本計画

平成9年9月

宮城県商工労働部職業能力開発課

宮城県立県南高等技術専門校（仮称）整備基本計画目次

1	設置目的	1
2	県南校の整備方針	1
(1)	普通課程（情報系）	1
①	情報通信技術科	1
②	情報処理科	1
③	OAビジネス科	1
(2)	短期課程	2
①	ソフトウェア管理科	2
②	造園科	2
③	OA経理科	2
(3)	能力開発発援助部門	2
3	訓練内容及び定員	2
4	訓練内容及び技能到達等	3
5	建設地	4
6	施設の規模・構造	4
7	施設建設の基本方針	4
8	施設構想	4
9	設備構想	5
10	建物等の整備内容	6
11	各建物の機能概念	7
12	整備事業スケジュール	8
13	建設予定地位置図	9

## 1 設置目的

高等技術専門学校は、時代の要請に応じた技能労働者の養成機関として本県の産業界に大きく貢献してきたところである。

しかしながら、職業能力開発を取り巻く環境が情報化・技術革新の進展、産業・就業構造の変化等著しく変化してきている中で、施設の老朽化等により、高等技術専門学校としての機能を十分に発揮することが困難になっている。

このような状況を踏まえ、高等技術専門学校の整備に向け、民間調査機関への委託調査「宮城県における職業能力開発のあり方に関する調査研究」を実施するとともに、平成6年7月に職業能力開発審議会に「県立高等技術専門学校の整備のあり方」について諮問し、同年12月同審議会から高等技術専門学校が今後目指すべき職業能力開発の基本方向と講ずべき施策について答申を受けた。

このため県としては、これら委託調査結果及び審議会答申を踏まえ、21世紀を展望した本県の生涯職業能力開発体制の確立と地域産業を担う人材の育成により均衡のとれた魅力ある県土づくりを目指し、高等技術専門学校の抜本的な再編整備を推進するため、平成9年1月に宮城県立高等技術専門学校再編整備基本計画を策定した。

この基本計画に基づき、宮城県立県南高等技術専門学校（仮称）（以下「県南校」といふ）については、県南地域の白石、大河原の各高等技術専門学校を再編整備し、新たに高等技術専門学校を設置することとし、設置場所については、地域の中心的都市でかつ交通便利性を考慮し、白石市とした。

この県南校は、他の職業能力開発機関・教育機関との役割分担と連携を図りつつ、地域の中小企業ニーズに的確に対応し、技能の高度化等に対応できる実践的技術者を育成するとともに、地域の職業能力開発の総合的センターとしての機能が発揮できる施設として整備する。

## 2 県南校の整備方針

近年の情報通信技術を始めた技術革新はめざましく、情報関連サービス分野での雇用拡大が見込まれている。このため、本県における情報関連事業所の集積状況や、情報関連の専修学校の設置状況並びに交通便利性等を踏まえ、県南校に情報系の訓練科を設置する。

訓練科目としては、普通課程では情報通信技術科、情報処理科、OAビジネス

科の3科、短期課程ではソフトウェア管理科、造園科及びOA経理科の3科を設置し、情報系としての特色ある高等技術専門学校として整備する。

また、公共職業能力開発施設として、地域の事業主、技能労働者、その他の関係者に対し情報提供、相談援助、施設提供等幅広いサービスを行うため能力開発援助部門を設置し、地域に開かれた職業能力開発の総合的センターとしての機能の充実に努める。

### (1) 普通課程

#### ① 情報通信技術科

情報通信関連の産業は、マルチメディア社会の実現に向けコンピュータと通信を融合した情報通信ネットワークの整備が進められており、情報通信分野における無線と有線の両部門に対応でき、高度に情報化された電気通信システムに幅広く対応できる人材が求められている。

このため、「情報通信技術科」を設置し、実践的技術者の育成を図る。

#### ② 情報処理科

近年の情報化の一層の進展に伴い、情報産業が大きく様変わりしつつあり、情報処理産業においてコンピュータを使用し情報処理業務を行うシステムエンジニアや上級プログラマーのほかエンドユーザーにおいてプログラミング等を行い情報機器を使いこなす情報処理に必要なソフトウェアの技術を備えた高度な人材が求められている。

このため「情報処理科」を設置し、情報処理に必要なソフトウェアの技術を備えた実践的技術者の育成を図る。

#### ③ OAビジネス科

本県の就業者の構成比を見ると、事務・販売従事者が相対的に高く、各企業における事務処理等へのOA機器の導入が進み、各種OA機器の操作やこれを用いた商法・税法等の会計法規に基づく会計処理のほか、営業、販売等を含めた幅広い職種に対応できる人材が求められている。

このため「OAビジネス科」を設置し、OA関連の資格を有し、事務・会計処理・販売等の技能・知識を有する技術者の育成を図る。

(2) 短期課程

① ソフトウェア管理科

OA機器と市販のビジネスソフトウェアの急速な普及にとまじり、それらを使いこなすことができる技能と知識を有した人材の育成が求められている。このため「ソフトウェア管理科」を設置し、各種OA機器に対応でき、また、ビジネスソフトウェアに関する知識とそれらを使いこなす技能を持つ人材の育成を図る。

② 造園科

近年、都市空間や家庭等における緑化環境が重要視されてきており、緑地や庭園の施工・管理や草花の育成といった造園・園芸等に関する技能・知識を有する人材の育成が求められている。

このため「造園科」を設置し、緑地や庭園の施工・管理とともに、園芸植物の栽培管理等に関する技能・知識を有する人材の育成を図る。

③ OA経理科

女性や高齢者の短時間労働への就業希望に対応して、短期の訓練で円滑な再就職を進める必要がある。また、企業サイドにおいても、基礎的なOA機器操作や簿記・会計処理等ができる人材が求められている。

このため「OA経理科」を設置し、各種OA機器の操作や基礎的な簿記会計に関する技能と知識を有する人材の育成を図る。

(3) 能力開発援助部門

高等技術専門学校を取り巻く環境は、産業・就業構造の変化や情報化の進展、高齢化の進展や女性の就業機会の増大等著しく変化している。

これに対応するためには、在職者や離職者、新規卒者に対する訓練だけでなく、企業・地域等に対し職業能力開発に関する情報の提供、相談・援助、施設提供等幅広いサービスを行うことが必要である。

このため県南校が、地域に開かれた職業能力開発の総合的センターとしての機能を発揮するよう「能力開発援助部門」を設置し、次のような事業を行う。

- ① 民間企業の職業能力開発の支援を行うため、情報提供、相談援助、施設提供、講師派遣等を行う。

② 県南校運営協議会を設置し、関係機関等との連携を図り、企業・地域ニーズに即応した訓練を行う。

③ 訓練生に対する就職相談や求人開拓を積極的に行うなど、無料職業紹介事業の充実を図る。

④ 地域の人たちが「モノづくり」を通じて、技能・技術にする理解が深められるような「技能塾」などの事業を行う。

3 訓練科及び定員

本校の訓練科及び定員は、次のとおりとする。

訓練科名等	訓練課程	対象者	期間	定員
情報通信技術科	普通課程	高卒	2年	30(60)
情報処理科	"	"	2年	20(40)
OAビジネス科	"	"	1年	20(20)
ソフトウェア管理科	短期課程	整・整・姓	6ヶ月回	10(10)
造園科	造園コース	"	6ヶ月回	10(10)
	園芸コース	"	6ヶ月回	10(10)
OA経理科	"	"	3ヶ月回	20(20)
計				120(170)

※( ) 書は訓練定員

4 訓練内容及び技能到達度等

○ 普通課程

科目	訓練期間	訓練定員	内容	容	技能到達	主な教	科
情報通信技術科	2年	30x2	情報通信分野における無線及び有線通信の技術的知識を身に付け、応用する。情報通信技術の発展に貢献する。	無線及び有線の通信技術の知識を段階的に習得し、高度な技術的知識を身に付ける。無線通信の技術的知識を身に付ける。	情報通信機器の設置・操作及びメンテナンスの知識を有すること。 無線通信の知識を有すること。 無線通信の知識を有すること。 無線通信の知識を有すること。	電気回路、電子回路、デジタル回路、アナログ回路、無線技術、電気設計、電子工学、通信工学、電子工学実習、電子工学実習、電子工学実習、電子工学実習	電子工学
情報処理科	2年	20x2	情報処理の知識を身に付け、応用する。情報処理の知識を身に付ける。	情報処理の知識を段階的に習得し、高度な技術的知識を身に付ける。情報処理の知識を身に付ける。	システム設計・プログラミング・データベース・ネットワークの知識を有すること。 システム設計・プログラミング・データベース・ネットワークの知識を有すること。 システム設計・プログラミング・データベース・ネットワークの知識を有すること。	システム設計、プログラミング、データベース、ネットワーク、情報処理、情報システム、情報システム実習、情報システム実習	情報処理科
OAビジネス科	1年	20	OA機器の操作やOA機器の活用に関する知識を身に付ける。OA機器の操作やOA機器の活用に関する知識を身に付ける。	OA機器の操作やOA機器の活用に関する知識を身に付ける。OA機器の操作やOA機器の活用に関する知識を身に付ける。	OA機器の操作やOA機器の活用に関する知識を有すること。 OA機器の操作やOA機器の活用に関する知識を有すること。 OA機器の操作やOA機器の活用に関する知識を有すること。	事務処理、OA機器の操作、OA機器の活用、事務処理実習、OA機器の操作実習、OA機器の活用実習	OA機器

○ 短期課程

科目	訓練期間	訓練定員	内容	容	技能到達	主な教	科
ソフトウェア管理科	6ヶ月	10x1	ソフトウェアの管理に関する知識を身に付ける。ソフトウェアの管理に関する知識を身に付ける。	ソフトウェアの管理に関する知識を身に付ける。ソフトウェアの管理に関する知識を身に付ける。	ソフトウェアの管理に関する知識を有すること。 ソフトウェアの管理に関する知識を有すること。 ソフトウェアの管理に関する知識を有すること。	ソフトウェアの管理、ソフトウェアの管理実習、ソフトウェアの管理実習	ソフトウェア管理科
造園科	6ヶ月	10x1	造園の知識を身に付ける。造園の知識を身に付ける。	造園の知識を身に付ける。造園の知識を身に付ける。	造園の知識を有すること。 造園の知識を有すること。 造園の知識を有すること。	造園の知識、造園実習、造園実習	造園科
造園コース	6ヶ月	10x1	造園の知識を身に付ける。造園の知識を身に付ける。	造園の知識を身に付ける。造園の知識を身に付ける。	造園の知識を有すること。 造園の知識を有すること。 造園の知識を有すること。	造園の知識、造園実習、造園実習	造園科
園芸コース	6ヶ月	10x1	園芸の知識を身に付ける。園芸の知識を身に付ける。	園芸の知識を身に付ける。園芸の知識を身に付ける。	園芸の知識を有すること。 園芸の知識を有すること。 園芸の知識を有すること。	園芸の知識、園芸実習、園芸実習	園芸科
OA処理科	3ヶ月	10x2	OA機器の操作やOA機器の活用に関する知識を身に付ける。OA機器の操作やOA機器の活用に関する知識を身に付ける。	OA機器の操作やOA機器の活用に関する知識を身に付ける。OA機器の操作やOA機器の活用に関する知識を身に付ける。	OA機器の操作やOA機器の活用に関する知識を有すること。 OA機器の操作やOA機器の活用に関する知識を有すること。 OA機器の操作やOA機器の活用に関する知識を有すること。	事務処理、OA機器の操作、OA機器の活用、事務処理実習、OA機器の操作実習、OA機器の活用実習	OA機器



5 建設地

県南高等技術専門学校（仮称）の建設地は、白石市とする。

6 施設の規模・構造

	約	㎡	程	度
(1) 敷地面積	27.0	0.0	㎡	程
(2) 建築延面積	6,527.0	㎡	程	度
(内訳) 管理棟	1,100.0	㎡	(鉄筋コンクリート2階建て程度)	
実習棟	2,912.0	㎡	(鉄筋コンクリート3階建て程度)	
職勤課センター	1,295.0	㎡	(鉄筋コンクリート1階建て程度)	
体育館	860.0	㎡	(鉄骨造り2階建て程度)	
その他	360.0	㎡	(倉庫、車庫等付属施設)	
(3) 運動場	5,000	㎡		
(4) 駐車場	2,400	㎡	(120台程度)	
(5) 緑地等スペース				

7 施設建設の基本方針

- (1) 地域の職業能力開発の総合的センターとして、県南地域の産業活動を支え、地域発展を担う人材を育成する中核的施設とする。
- (2) 高卒者主体の職業能力開発施設として、企業・地域のニーズ、経済社会の変化等に適切に対応できるよう施設・設備を充実する。
- (3) 地域に開かれた職業能力開発の総合的センターとしての機能を発揮していくため、若年者だけでなく、高齢者や女性、身体障害者に対し、十分に配慮した施設とする。また、職業能力開発に関する情報提供や相談援助、施設提供や講師派遣等幅広いサービスに対応できる施設とする。
- (4) 訓練を受ける者の意欲と活力を高め効果的な訓練を実施するため、ゆとりと明るさのある、ふれあい空間を設けた近代的な施設とする。

8 施設構想

(1) 施設建設の基本的考え方

- ① 情報関連の職種系の校として、特色ある施設とする。
- ② 採光面、通風面に配慮し、居住性を重視した施設とする。

③ 周辺環境等に調和した植栽等を行い、緑豊かでゆとりあるキャンパス環境とする。

④ 若者にアピールするデザインとし、施設内容及びイメージ等に配慮するとともに、訓練生の福利厚生施設を充実する。

⑤ 管理・運営上の機能性を重視し、効率的な内外動線に配慮するとともに、省エネルギー等経済性に留意する。

⑥ 職業能力開発センター・体育館・グラウンド等の施設を、企業や地域住民が利用しやすい開放型施設とする。

⑦ 施設利用者や自動車通学の学生の利便性を考慮し、十分な駐車場を設置する。

⑧ 高齢者、障害者等の利用に配慮した施設とする。

(2) 施設体系

①管理棟	校長室、職員室・事務室、応接室、相談・面接室②、医務・保健室、玄関(総務コーナー)、学生昇降口(駐輪場)、会議室、視聴覚教室兼講堂、書庫印刷室、倉庫、職員更衣室兼休憩室、談話コーナー、図書室、エレベーター室、湯沸かし室、便所(身障者・職員一般)、機械室・変電室、廊下・階段・連絡通路等
②実習棟	〔情報通信技術科〕 教室②、通信実践室、通信実習室、工作実習室、測定実習室、準備室兼倉庫、更衣室 〔情報処理科〕 教室②、プログラム実習室②、電子計算機実習室、倉庫

〔OAビジネス科〕

教室兼オフィス機器実習室、プログラム実習室、接遇実習室兼倉庫

〔ソフトウェア管理科〕

教室、プログラム実習室

〔OA経理科〕

教室、プログラム実習室

〔共通施設〕

談話コーナー、更衣室、エレベーター室、湯沸かし室、便所（身障者・一般）、廊下・階段・階段・連絡通路等

〔能力開発発援助部門〕

③電カ-

事務室（カウンター設置）、研修室、実習室、工具室、倉庫、談話コーナー

〔造園科〕

教室、製図室、屋内実習場、工具室、倉庫、その他(製図機・型)

〔共通施設〕

談話コーナー、更衣室、湯沸かし室、便所（身障者・一般）、廊下・階段・連絡通路等

④体育館  
アリーナ、用具室、便所（外部から使用可）・シャワー室 等

⑤その他  
エネルギー室、倉庫、車庫、自転車置場、造園科屋外実習場、温室、外便所 掲揚塔 等

9 設備構想

(1) 設備計画の基本的考え方

- ① 設備整備に当たっては、経済性、効率性、耐久性等を十分配慮する。
- ② 設備の配置に当たっては、機能性に十分配慮する。

(2) 設備体系

①電気設備  
電力引き込み設備、受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、動力設備、特殊動力設備、電灯・コンセント設備、電話設備、自動火災報知設備、防火・防排煙設備、放送設備、インターホン設備、外灯設備、電気時計設備、テレビ共聴設備、避雷設備

〔給排水衛生設備〕

②機械設備  
給水設備、給湯設備、排水設備、消火設備

〔空調和設備及び昇降設備〕

熱源設備、空調設備、換気設備、昇降設備

## 10 建物等の整備内容

### (1) 共通事項

- ① 学生及び外部講習受講者等の安全が確保できる、防災及び施設設備の構造とすること。
- ② 管理棟、実習棟、職業能力開発センターの建物間は、屋根付き連絡通路で結ぶなど動線に配慮すること。
- ③ 身体障害者の利用を考慮した構造にし、エレベーターや車椅子用のスロープを整備するほか、玄関に自動扉を設置すること。
- ④ 管理棟、実習棟、職業能力開発センター各棟間及び棟内各室は、基幹ネットワークの線路敷設を行うこと。

### (2) 管理棟

- ① 玄関ロビーは、作品展示コーナーを設け、外来者用ソファ等を設置すること。
- ② 学生昇降口は、玄関とは別に設け、テーブル・椅子等を備えて学生ホール機能を持たせること。
- ③ 空調設備を設置すること。

### (3) 実習棟

- ① 窓は採光、通風を考慮し、最大限の開口部を確保すること。
- ② 空調設備を設置すること。
- ③ 動力電気配線を設置すること。
- ④ 水道を設置すること。(温水も含む)
- ⑤ 情報通信技術科実習用のアンテナ設置、接地、導波管工事を行うこと。

### (4) 職業能力開発センター

- ① 窓は採光、通風を考慮し、最大限の開口部を確保すること。
- ② 空調設備を設置すること。
- ③ 動力電気配線を設置すること。
- ④ 水道を設置すること。(温水も含む)
- ⑤ 造園科実習場はコンクリート床・土間部半々とする。
- ⑥ 実習場は、資材等の搬出入に対応できるシャッター等の出入口を設置すること。

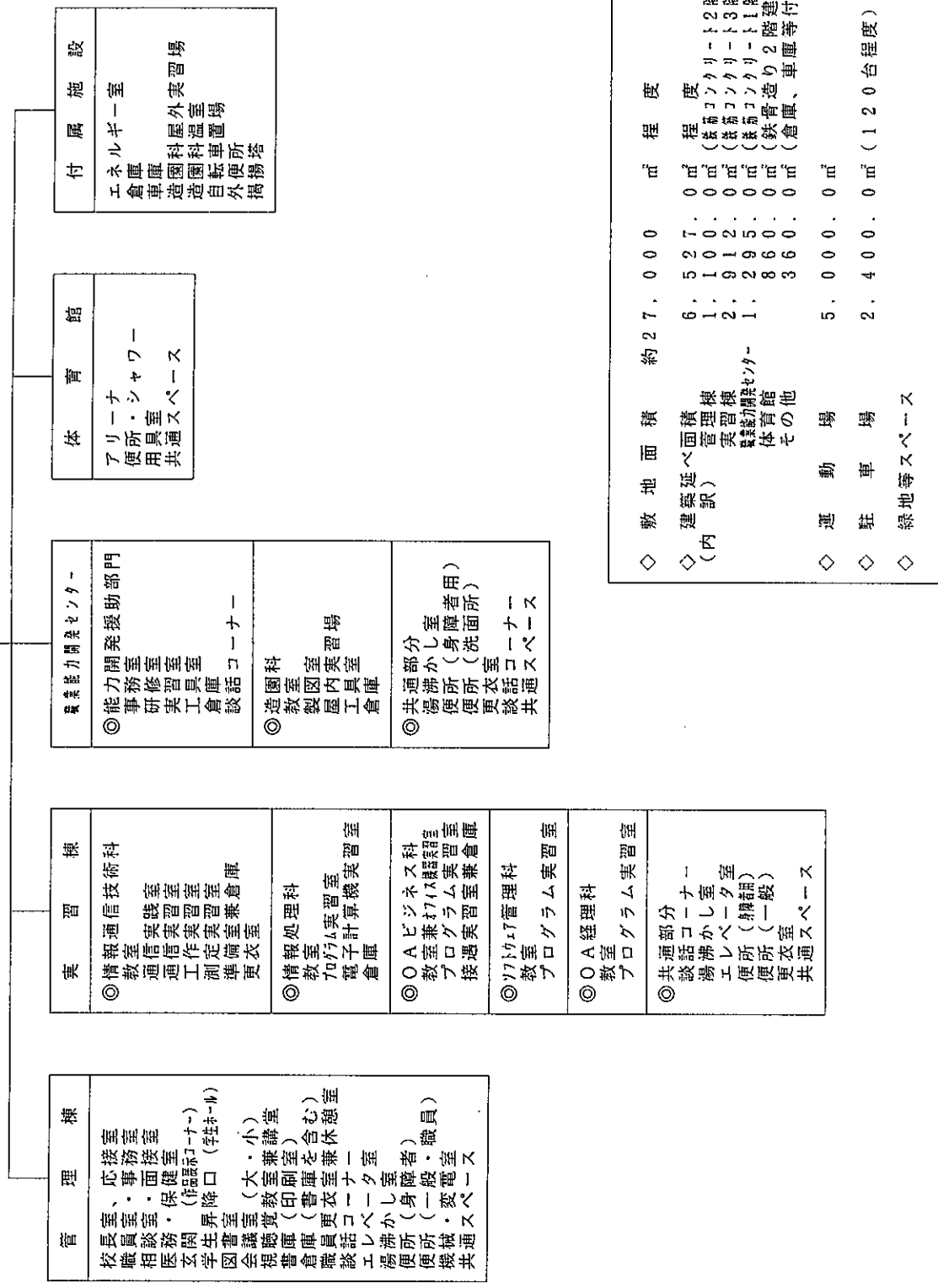
### (5) 体育館

- ① 更衣室、シャワー室、準備室、用具室を設けること。
- ② 便所(外部から使用可とする)を設けること。
- ③ アリーナにステージ、拡声装置、ブラインド等を設置すること。

### (6) 付属施設

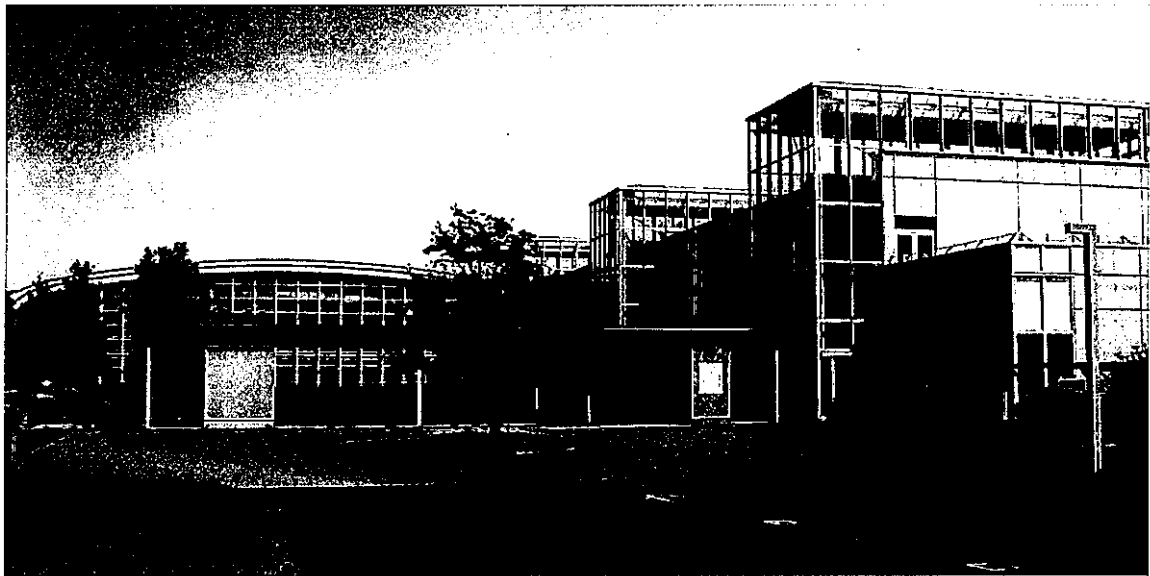
- ① 造園科用屋外実習場、温室を設けること。
- ② 各科共通の施設として、エネルギー室、倉庫、車庫、自転車置場、外便所、掲揚塔、通路等があり、適正配置に配慮すること。

### 県南高等技術専門学校（仮称）



令和3年度

# 事業概要



## 宮城県立白石高等技術専門校

〒989-1102 宮城県白石市白川津田字新寺前5-1

TEL 0224-35-1511

FAX 0224-27-2110

URL <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/srkogsn/>

E-mail [srkogsn@pref.miyagi.lg.jp](mailto:srkogsn@pref.miyagi.lg.jp)



学校紹介HP

# I 概要

## 1 総括

本校は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき、宮城県が設置運営している職業能力開発施設です。宮城県立高等技術専門校再編整備基本計画（平成9年1月）に沿って、県内の情報系訓練科を集約し平成13年、白石市に開校しました。

本校では、高度情報化時代を担う人材育成を目指し、デジタル通信技術や情報処理などの情報系を中心に訓練を行っています。

## 2 基本理念及び特色

### （基本理念）

- ・時代の変化及び技能の高度化等に対応できる実践的技能者の育成
- ・自発的スキル習得意欲の助長
- ・地域に開かれた職業能力開発の促進
- ・技能の振興・援助

### （訓練の特色）

- ・実技・実習にウェイトを置いた実践的訓練
- ・学生の創意工夫を尊重し、先端技術への対応を目指すカリキュラムの編成
- ・職業能力開発の総合的センターとして各種訓練コースの展開

## 3 沿革

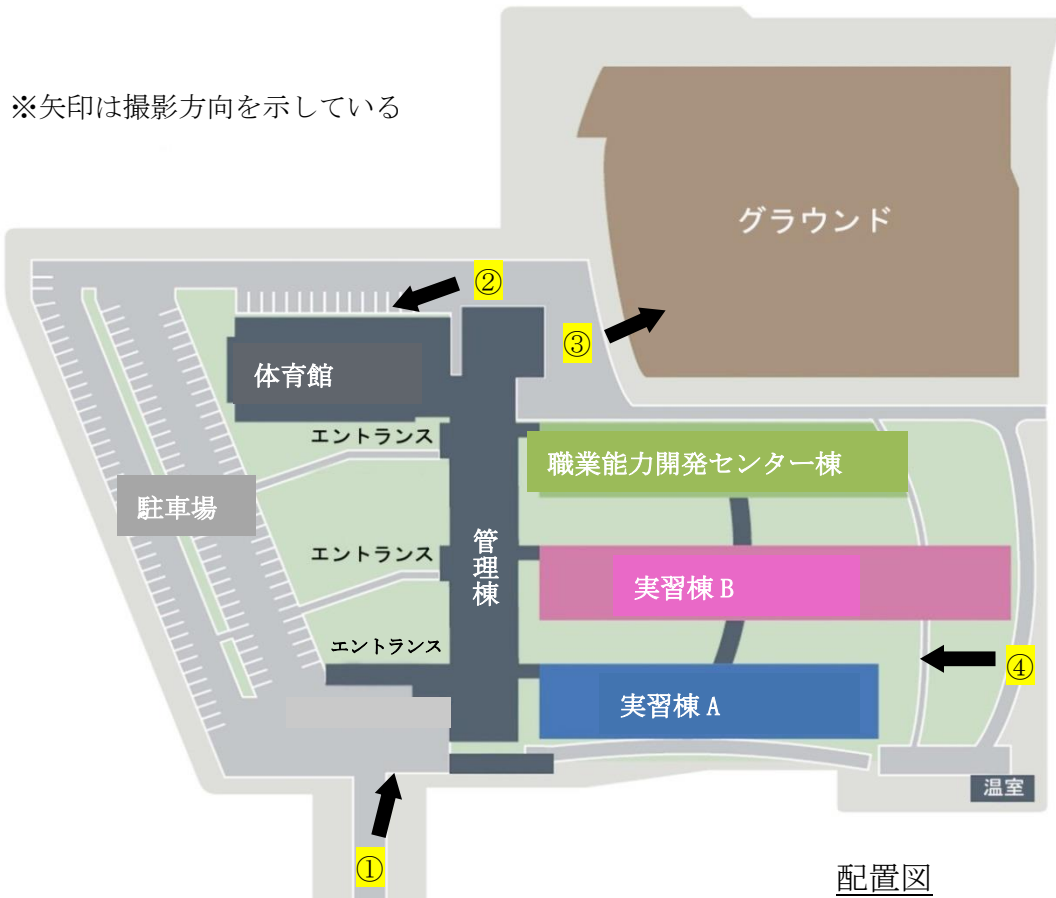
- 平成13年4月 宮城県立白石高等技術専門校として、現在の地に開校  
（普通課程）情報通信技術科、情報処理科及びOAビジネス科を新設  
（短期課程）ソフトウェア管理科、造園科、OA経理科及び自動車運転科を新設
- 平成14年4月 （短期課程）パソコン文書科及びパソコン事務科を新設
- 平成17年4月 （短期課程）ソフトウェア管理科をビジネスソフトウェア科に改称  
（短期課程）データベース入門科を新設
- 平成18年4月 （短期課程）パソコン事務科をパソコン入門科に改称  
（短期課程）パソコン文書科をパソコン・簿記科に改称  
（短期課程）自動車運転科を廃科
- 平成19年4月 （短期課程）データベース入門科を廃科、ビジネスパソコン科を新設
- 平成20年4月 （普通課程）情報通信技術科を通信システムエンジニア科に改称  
（普通課程）情報処理科をプログラムエンジニア科に改称  
（普通課程）OAビジネス科をオフィスビジネス科に改称  
（短期課程）パソコン入門科及びパソコン・簿記科を廃科
- 平成22年4月 （短期課程）ビジネスソフトウェア科及びOA経理科を委託訓練に変更
- 平成23年4月 （短期課程）ビジネスパソコン科を廃科
- 平成25年4月 （普通課程）オフィスビジネス科を廃科  
（短期課程）電気通信工事科を新設
- 平成31年4月 （短期課程）造園科及び電気通信工事科を募集停止
- 令和3年4月 （普通課程）通信システムエンジニア科を情報通信ネットワーク科に改称  
（短期課程）造園科及び電気通信工事科を廃科

平成9年推計人口及び国勢調査結果

単位：千人

		平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)
平成9年国立社 会保障・人口問 題研究所推計	総数	2,329	2,394	2,450	2,495	2,523	2,530	2,519
	うち15 ～19歳	177	164	141	125	127	135	140
国勢調査結果	総数	2,329	2,365	2,360	2,348	2,334		
	うち15 ～19歳	177	162	138	121	116		
平成9年推計と 国勢調査結果の 差	総数	0	△29	△90	△147	△189		
	うち15 ～19歳	0	△2	△3	△4	△11		

白石高等技術専門校配置図，平面図及び現況写真



① 全景



② 体育館



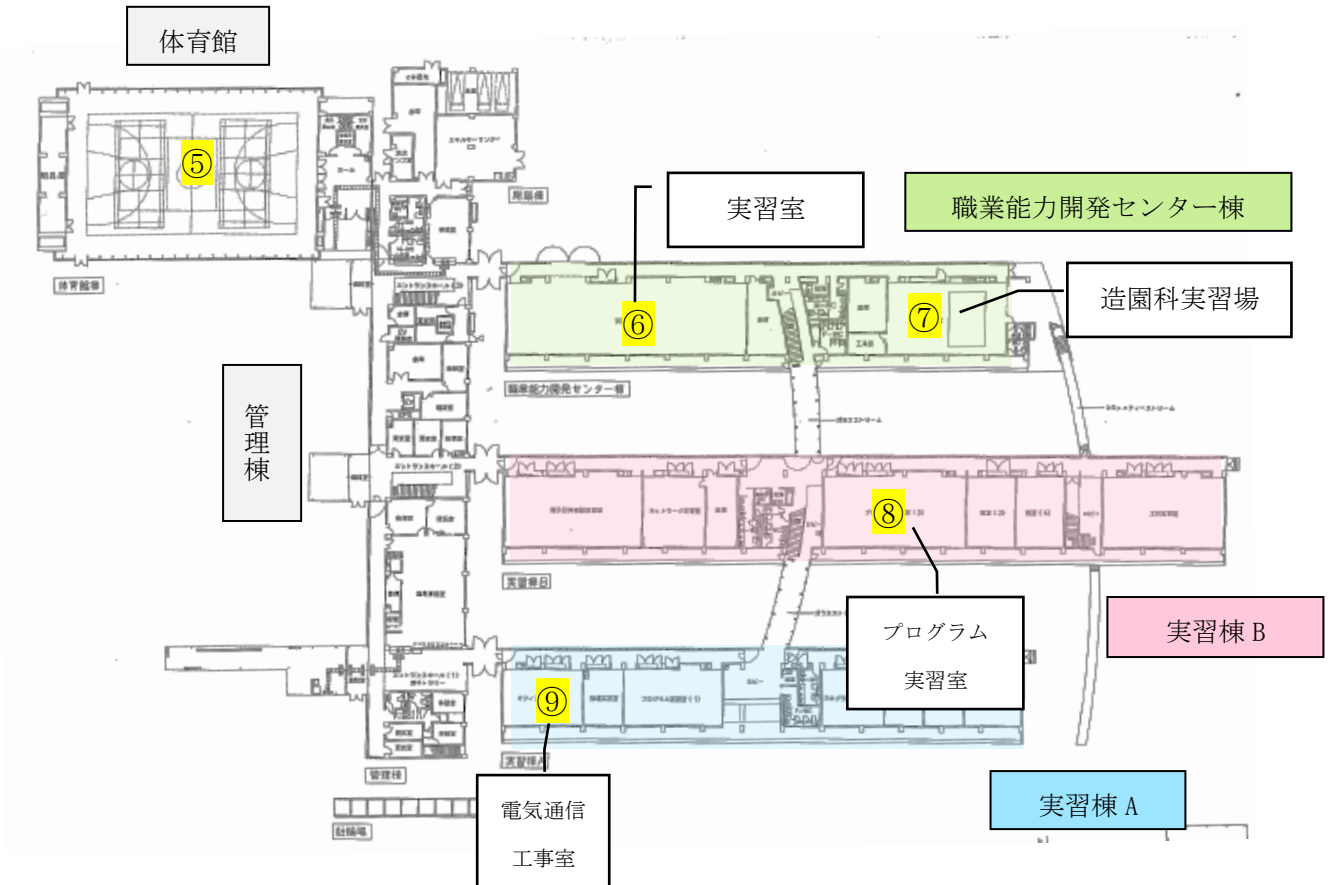
③ グラウンド



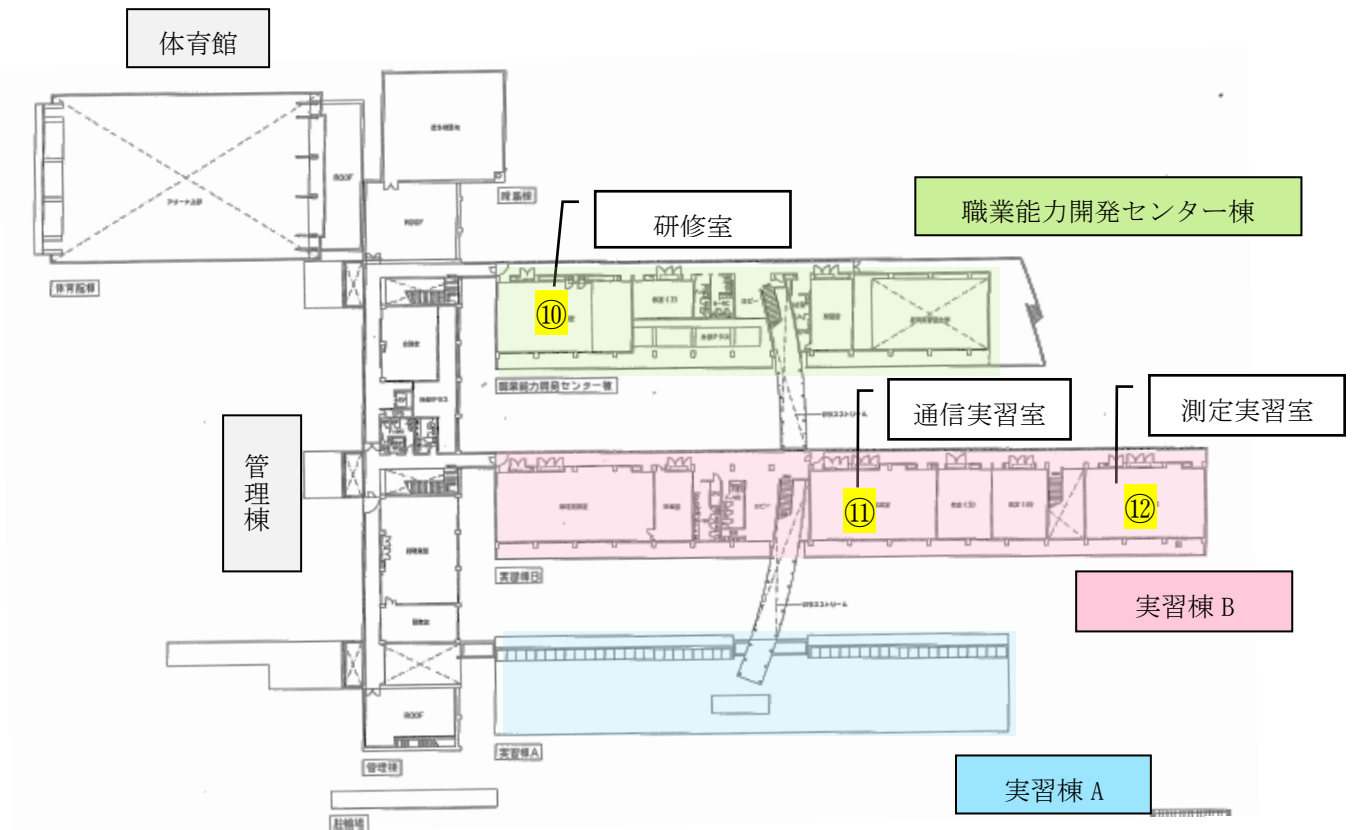
④ 実習棟A・B



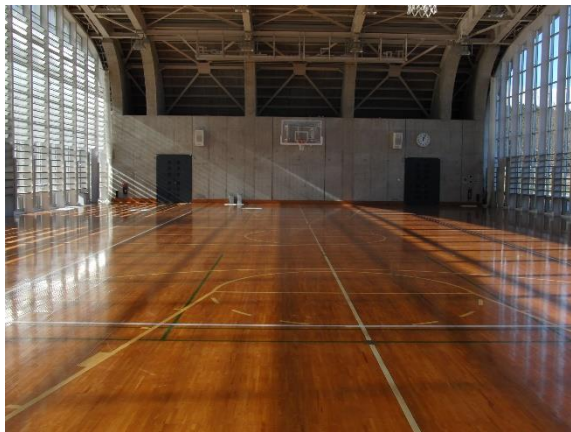
# 白石高等技術専門校配置図，平面図及び現況写真



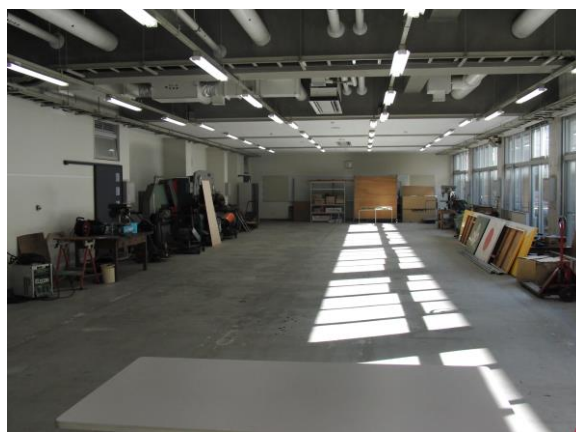
1階平面図



2階平面図



⑤ 体育館



⑥ 実習室（職業能力開発センター棟1階）



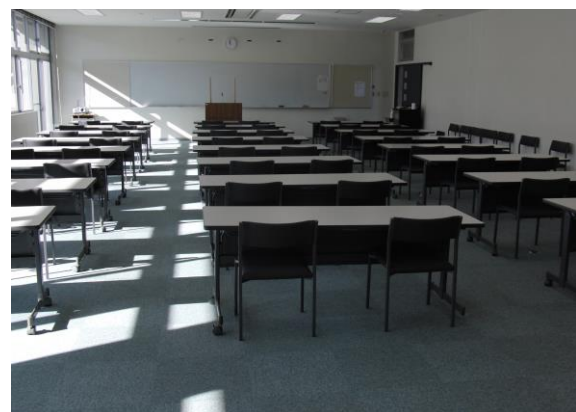
⑦ 造園科実習場（職業能力開発センター棟1階）



⑧ プログラム実習室（実習棟B 1階）



⑨ 電気通信工事室（実習棟A 1階）



⑩ 研修室（職業能力開発センター棟 2階）



⑪ 通信実習室（実習棟B 2階）



⑫ 測定実習室（実習棟B 2階）

自治体施設・インフラの  
老朽化対策・防災対策のための  
地方債活用の手引き  
(全体版)

令和2年7月

総務省自治財政局  
調整課・地方債課・財務調査課

# 地方債活用のあらまし(参考)

区分	事業名	対象施設			参考	地方債措置	
		公共施設 (※)	社会 基盤施設	公用施設		充当率	交付税 措置率
適正管理	①集約化・複合化	○			複数の団体が連携して行う事業(対象施設を有しない団体を実施主体に含む。)や国庫補助事業も対象	90%	50%
	②長寿命化	○	○		令和2年度から昭和53年以降の技術基準で設計された砂防関係施設を対象に追加		財政力に応じて 30%~50%
	③転用	他の公共施設 への転用 ○		公共施設 への転用 ○	①との組合せ(集約化・複合化した残りの施設の転用)も可能		
	④立地適正化	○			・国庫補助事業を補完する事業 ・国庫補助事業と一体的に実施する事業 } 対象		
	⑤ユニバーサルデザイン化	○	○	○	庁舎などの公用施設における段差解消やトイレの洋式化も対象		
	⑥除却	○	○	○			
防災・減災対策	⑦市町村役場機能緊急保全			本庁舎 ○	令和2年度までに実施設計に着手すれば活用可能	100%	起債対象経費の75%を上限とし、この範囲で充当した地方債元利償還金の30%
	⑧緊急防災・減災	○		○	社会基盤施設のうち、不特定多数の者が利用する施設の耐震化については対象		70%
	⑨緊急自然災害防止対策		○		「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」と連携して行う単独事業		
	【参考】防災・減災・国土強靱化緊急対策		○		「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく国直轄・補助事業(公共施設・公用施設も一部対象)		

※公営住宅及び公営企業施設を除く

(期間)①~⑥は令和3年度まで、⑦~⑨及び【参考】は令和2年度まで

(留意点) 適正管理の①~⑥全て及び防災・減災対策の⑦は公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業で、⑥を除き、個別施設計画等に位置付けられた事業が対象。ただし、インフラ長寿命5基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項(対象施設、計画期間、対策の優先順位の考え方、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用)が個別施設計画と同種・類似の「施設整備計画」や「統廃合計画」等に全て記載されている場合は、個別施設計画を策定しない場合でも、集約化・複合化事業等の対象となる。

# ① 集約化・複合化事業

## 対象事業

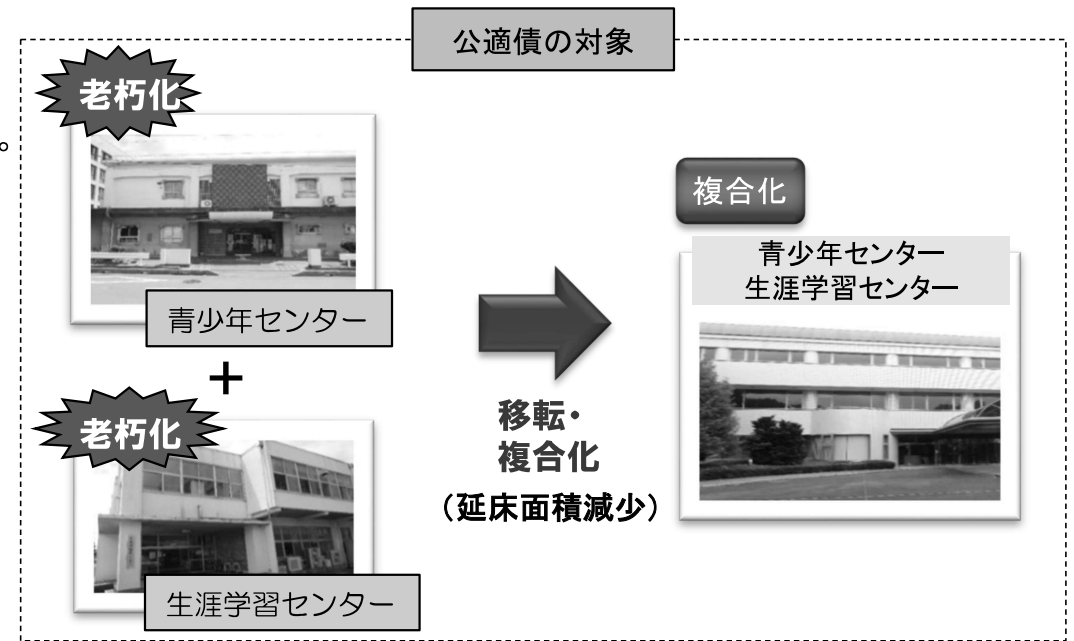
- 個別施設計画に位置付けられた集約化事業又は複合化事業であって、全体として延床面積が減少する事業
- ※ 公用施設や公営住宅、公営企業施設を整備する事業は対象とならない

## 留意事項

事業期間：平成29年度～令和3年度

- ・ 統合前の施設の廃止が、集約化又は複合化による統合後の施設の供用開始から5年以内に行われることが必要。
- ・ 国庫補助事業として実施される事業についても対象事業に含まれる。
- ・ 複数の地方公共団体が連携して実施する集約化事業や複合化事業についても、当該事業が連携協約や協定等に基づいて行われる場合には、対象となる(令和2年度から、複数団体が連携して実施する集約化・複合化事業の取組において、対象施設を有しない団体も実施主体に追加)。
- ・ 公共施設と対象外施設(庁舎等)を複合化する事業については、対象施設に係る部分に限り対象となる。
- ・ 集約化又は複合化により整備する施設に、整備前の施設にない機能を有した施設を新たに追加して併設する場合、当該追加部分の施設については対象外となる。  
(共用部分がある場合は面積按分等)

【事業イメージ】○ 民間企業の遊休施設を取得し整備



青少年センター及び生涯学習センターの機能を集約

## 充当率・元利償還金に対する交付税措置

集約化・複合化事業費

公共施設等適正管理推進事業債 (充当率90%)

元利償還金の50%を地方交付税措置

134

一般財源

## ⑥ 除却事業

### 対象事業

- 公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物の除却
- ※ 個別施設計画への位置付けは不要

### 留意事項

事業期間：平成29年度～令和3年度

- ・ 公営企業に係るものを除く。
- ・ 解体撤去に要する経費のほか、原状回復に要する経費が含まれる。

#### 【事業イメージ】

##### ○除却例1



公民館



除却



更地

##### ○除却例2



児童館

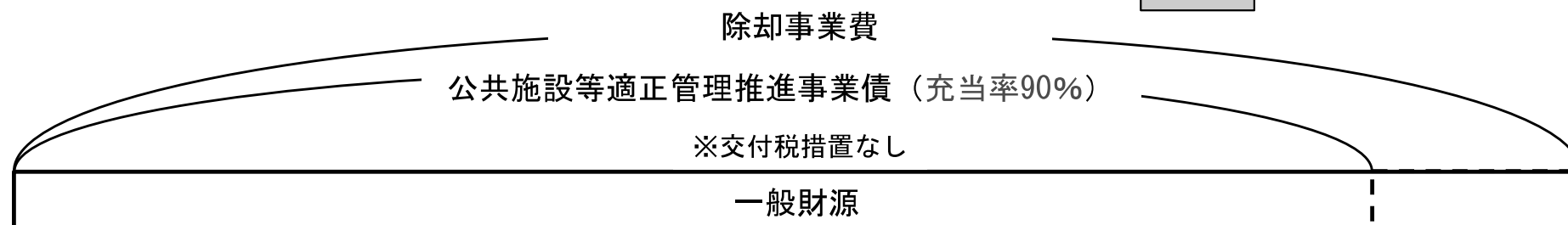


除却



更地

### 充当率・元利償還金に対する交付税措置



<参考> 地方財政法（昭和23年法律第109号）※平成26年度改正（平成26年法律第5号）により導入

（公共施設等の除却に係る地方債の特例）

第33条の5の8 地方公共団体は、当分の間、公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物（公営企業に係るものを除く。以下この条において「公共施設等」という。）の除却であつて、総務省令で定める事項を定めた当該地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に基づいて行われるものに要する経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

経済商工観光委員会配布資料  
令和元年12月13日  
経済商工観光部

## 宮城県職業能力開発審議会への諮問について

### 1 目的

現行の「県立高等技術専門校整備・運営プラン」が令和2年度で終了することから、県では令和3年度以降の新たな計画の策定を行うこととしており、高等技術専門校を取り巻く課題の解決に向けた方向性やあり方について、宮城県職業能力開発審議会（会長：田邊信之【宮城大学事業構想学部教授】）の意見を求めることとしたもの。

### 2 諮問概要

- 月日 令和元年12月12日（木）
- 内容 「高等技術専門校の整備のあり方について」
- 理由 次期計画（予定計画期間：令和3年～7年）の策定にあたり、県立高等技術専門校の整備のあり方についての意見を伺うため

### 3 審議会スケジュール

- 令和元年12月12日 諮問、審議（高等技術専門校の整備のあり方①）
  - 2年 1月23日 審議（高等技術専門校の整備のあり方②）
  - 〃 2月20日 審議（答申素案）
  - 〃 4月 中旬※ 審議（答申案）
  - 〃 6月 上旬※ 答申
- （※印は予定）

#### 宮城県職業能力開発審議会

- (1) 設置根拠 職業能力開発審議会条例（昭和44年10月15日宮城県条例第29号）  
職業能力開発促進法（昭和44年7月18日法律第64号）
- (2) 目的 県職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を関係行政機関に建議すること
- (3) 構成 ①委員 11人（うち女性）
- ・関係労働者を代表する者 3人（1人）
  - ・関係事業主を代表する者 3人（2人）
  - ・学識経験のある者 5人（2人）
- ②特別委員（調査審議に必要あるとき設置）
- ・行政関係職員 1人（0人）
- (4) 任期 平成30年7月1日から令和2年6月30日（2年間）

## 宮城県職業能力開発審議会について

### 1 これまでの開催状況

#### (1) 令和元年度第1回審議会【公開】

○令和元年12月12日（木）

○概要

- ・ 訓練科目について、現行の14科は継続
- ・ 新たに障害者、外国人対象の訓練実施を検討

#### (2) 第2回審議会【公開】

○令和2年1月23日（木）

○概要

- ・ 答申素案により答申項目を確認
- ・ 次回から答申までの間、審議会は非公開

#### (3) 第3回審議会【非公開】

○令和2年2月20日（木）

○概要

「答申素案」について議論し、高等技術専門校の校数や配置などについて、どのように答申に反映させるべきかについて検討が行われた。

○主な意見

- ・ 集約に当たっては20年後まで見据え、思い切った大改革が必要である。
- ・ 特定自治体のための施設ではなく、県全体としてのあり方を考えるべき。
- ・ 集約により、予算の重点配分、手厚い指導、充実した訓練が可能となる。
- ・ 遠距離通学者に対する一定の配慮（家賃補助等）が必要ではないか。

### 2 今後の予定

- ・ 令和2年4月30日（木） 令和2年度第1回審議会
- ・ 〃 5月27日（木） 〃 第2回審議会
- ・ 〃 5月下旬以降 知事への答申

参考：宮城県高等技術専門校再編整備基本計画策定スケジュール（案）

令和2年10月まで	関係自治体、業界団体等意見聴取
11月	（仮）整備計画（中間案）策定
12月	パブリックコメント
令和3年2月	整備計画策定
3月	議会（常任委員会）報告



## 宮城県職業能力開発審議会からの答申について

### 1 審議会開催状況（令和2年度）

#### （1）第4回審議会【書面開催】

○令和2年4月24日

○概要（答申案に対する意見とりまとめ）

- ・人口減少への対応，財源の有効活用等の観点から，施設の配置を検討すべき
- ・オンライン訓練の導入を検討すべき
- ・障害者を対象とした訓練の実施を検討すべき

#### （2）第5回審議会

○令和2年7月29日

○概要（最終答申案について審議）

- ・少子化・人口減少の進展，効率的な運営を考慮すると1校に集約することが合理的
- ・県内全域の中から適地を選択するのが適当で，学生の利便性の観点から，交通アクセスの良い場所に整備することが重要
- ・通学が困難となる地域の訓練ニーズへの対応を検討することが必要
- ・企業のニーズを踏まえた課程や科目を検討することが必要

### 2 答申

○令和2年7月30日

○概要

- ・審議会会長から知事に答申
- ・内容は別紙のとおり

### 3 今後の予定（高等技術専門校再編整備基本計画策定スケジュール）

令和2年10月まで 関係自治体，業界団体等意見聴取

11月 整備計画（中間案）策定

12月 議会（常任委員会）報告

令和3年 1月 パブリックコメント

2月 整備計画策定（政策・財政会議で審議）

3月 議会（常任委員会）報告

訓練内容及び仕上がり目標等

○ 普通課程（新設校）

科目	訓練期間	訓練定員	訓練内容	仕上がり目標	主な教科
電子制御技術科 (メカトロニクス科)	2年	20×2	機械加工技術を備えた電子制御技術者として、電子機械産業の幅広い分野で活躍できる人材の育成  【取得を目指す主な資格】 第二種電気工事士、技能検定(電子機器組立て・電気機器組み立て・シーケンス制御・機械加工・機械保全 等)、産業用ロボットの業務に係る特別教育等	・機械加工に関する技術と電子制御に関する技能を有する。 ・製作現場において、機械加工、電子回路設計、プログラム制御についてトータルに検討することができ、加工現場と協力しながら製作することができる。  【就職先】 産業用ロボットや FA 機器の製造,生産ラインの製造,食品製造業における機械のメンテナンス業 等	メカトロニクス工学概論,制御工学概論,生産工学概論,機械工学,電気工学,電子工学,情報通信工学,関係法規,測定基本実習,コンピュータ操作基本実習,製図基本実習,電気・電子回路組立基本実習,安全衛生作業法,総合実習
機械エンジニア科	2年	15×2	機械加工のスペシャリストとして、各種工作機械による精密加工に加えて、基礎的な電子制御技術を備えた機械加工技術者の育成  【取得を目指す主な資格】 2,3級技能検定(機械加工・機械検査・機械プラント製図・機械保全・シーケンス制御)、各種技能講習等	・加工条件や工程を考え、汎用機及びNC機を操作し、NCプログラミングによる精密加工ができる。 ・CAD/CAM/CAEを活用した設計、製図及び加工ができる。 ・精密加工に必要な各種測定法を学び、測定機器を適切に取り扱うことができる。 ・生産の自動化に必要な制御に関する基礎的な知識を有し、各種センサやシーケンスによる制御ができる。 ・機械の構造と保全に関する知識を有し、生産設備の予防保全、故障診断、部品交換や組立調整ができる。  【就職先】 機械系生産技術関連業種(製造・生産技術者・機械保全技術者等)	材料、製図、機械工作法、測定法、生産工学、NC加工、機械要素、電気工学、応用材料力学、機械加工法、金型工作法、制御工学、機械設計製図、機械保全法、コンピュータ操作、製図、測定、NC加工、機械工作、制御機器組立、機械設計製図、機械保全
自動車整備科	2年	20×2	乗用車及び大型車の整備に加え、EV・ASVの基本的な点検整備のできる2級自動車整備士の育成  【取得を目指す主な資格】 2級自動車整備士(ガソリン・ディーゼル)、電気自動車等の整備業務に係る安全衛生特別教育 その他関連する技能講習・安全衛生特別教育 等	・2級自動車整備士の資格が取得できる。 ・乗用車及び大型車両の整備作業ができる。 ・EV、ASV等の基本的な整備ができる。 ・自動車整備士として接客ができる。  【就職先】 乗用車(国産車・輸入車)各ディーラー、大型車各ディーラー、建設機械整備業、各地域における自動車整備専門工場、自動車検査法人など	自動車の構造・整備法・故障原因探究(エンジン、シャシ、電気装置)、自動車検査、法令、機器の構造・取扱など 自動車整備実習(エンジン・シャシ、電気装置)、故障原因探究実習、検査実習

科目	訓練期間	訓練定員	内容	仕上がり目標	主な教科
電子情報通信ネットワーク科	2年	15×2	電気、電子、通信、情報分野の基礎知識を備え、ネットワーク設備（有線・無線）の施工・保守運用管理に加えて、LAN 及び各種サーバの構築・保守運用管理のできる電気情報通信技術者の育成  【取得を目指す主な資格】 第1級陸上特殊無線技士、工事担任者試験、第二種電気工事士、三級情報配線施工技能士、IT パスポート	・ ICT（情報通信技術）の基本的知識を知っている。 ・ ネットワーク設備（有線・無線）の施工と保守管理ができる。 ・ LAN 及び各種サーバの構築・運用管理等ができる  【就職先】 情報通信関連事業所、通信工事事業所 等	電気通信システム、コンピュータ工学、回路組立及び調整基本実習、伝送交換設備の操作及び管理、コンピュータ操作実習、マイクロ波通信及び光通信実習他
木の家づくり科	2年	15×2	高度な伝統的木材加工による木造建築物の改修技能や、ICT 等の新技術の活用技術、型枠大工技能等の習得を通して現場で即戦力となる実践的な人材の育成  【取得を目指す主な資格】 二級建築士の受験資格、2級技能検定試験（建築大工）、関連する技能講習・安全衛生特別教育 等	・ 伝統的な木造建築物の高度な施工ができる。 ・ 木造建築物の新築・リフォームに係る木材加工、木工機械の操作、設計製図、施工管理ができる。 ・ 型枠工事等に係る加工等ができる。 ・ ICT や CLT 等の新技術や新素材を活用できる。  【就職先】 工務店、建設会社、ハウスメーカー、社寺専門工務店 等	建築計画、建築構造、建築施工、建築法規、規矩術、木の家づくり計画、基本設計実習、工作実習、木造建築施工実習
総合建設技術科	1年	10	金属加工、躯体工事（型枠・鉄筋）、CAD 操作、電気工事等に関する基礎作業を通して多様な技能を持つ人材の育成  【取得を目指す主な資格】 3級技能検定（型枠大工、鉄筋加工）、溶接技能評価試験（A-2 手アーク・SA-2F 半自動溶接、TIG 溶接等）、第二種電気工事士、建築 CAD 検定試験、各種特別教育等	・ 型枠工事・鉄筋工事の加工・組立に関する基礎作業ができる。 ・ 溶接工事に関する基礎作業ができる。 ・ 電気工事に関する基礎的な電気配線等の工事作業ができる。 ・ 建築設計図、型枠・鉄筋施工図、電気配線図等の基礎的な製図ができる。 ・ CAD を操作できる。 ・ 施工アプリ（タブレット）による業務管理ができる。  【就職先】 鉄鋼工事関連事業所、躯体工事（型枠・鉄筋）関連事業所、電気工事関連事業所 等	塑性加工概論、製図、溶接法、電気工学概論、安全衛生、機械操作基本実習、溶接基本実習、電気基本実習、建築工事総合実習等
サインデザイン科	1年	10	サイン（看板）のデザインから加工・取付けまでできる技能を備え、製作チームのリーダーとなる人材の育成  【取得を目指す主な資格】 屋外広告物講習修了者に認定、2級技能検定（広告美術仕上げ）、各種特別教育 等	・ 看板、サインの材料を適切に使用できる。 ・ 器工具、機器の取扱ができる。 ・ 看板、サインのデザインおよび製作の基本作業ができる。  【就職先】 屋外広告業、サイン工事業、展示装飾業、内装業、印刷業、看板製作関連事業所等	関係法規、施工法、製図、色彩、デザイン、安全衛生、広告物製作実習、器工具使用法、工作実習、デザイン基本実習、サインデザイン実習、サイン施工実習

科目	訓練期間	訓練定員	内容	仕上がり目標	主な教科
木工科	1年	10	伝統的な家具製作の他、住宅やマンション等で使用する建具や造作家具の製作から取り付けができる人材の育成  【取得を目指す主な資格】 2級技能検定（建具及び家具）、各種特別教育等	・木工用手工具、機械の取扱い調整ができる。 ・無垢板（広葉樹材、針葉樹材）、各種木質材料を用いた家具の製作、塗装、取り付けができる。 ・天然木化粧合板、特殊加工化粧合板を用いたフラッシュ家具の製作、塗装、取り付けができる。 ・木質系積層材（CLT等）等の新素材を活用できる。 ・木工工芸品の製作、塗装ができる。  【就職先】 住宅、商業店舗用家具製造業、特注家具、建具製造業等	材料、木材加工用機械、製図、加工法、塗装法、安全衛生、器工具使用法、工作基本実習、機械操作基本実習、設計実習、塗装実習、木製品製作実習
塗装施工科	1年	10	塗装の基礎的技能に加えて、最新の塗料による塗装技術や防水等の塗装関連職種 of 技能を備えた現場で即戦力となる人材の育成  【取得を目指す主な資格】 2級技能検定（塗装）、各種特別教育等	・2級塗装技能士同等の塗装作業ができる。 ・コンプレッサーやエアスプレー塗装機等の取り扱いができる。 ・防錆、防食、防水作業の下地処理から仕上げ作業ができる。 ・最新の塗料を使用した作業ができる。  【就職先】 一般建築塗装業、金属塗装業、木工塗装業、防水塗装業、塗料製造業等	塗装法概論、塗料概論、建築物塗装足場実習、安全衛生作業法
電気科	1年	20	蓄電池などを利用した省エネルギー技術を備え、産業基盤の基礎となる安定的な電気エネルギーの供給及び災害時に貢献できる実践的で即戦力となる第二種電気工事士の育成  【取得を目指す主な資格】 第一・二種電気工事士、各種特別教育等	・一般用電気工作物の電気設備の設計・積算・工事及び測定検査ができる ・受変電設備等の工事施工・保守管理ができる。 ・省エネルギー等の新技術の作業に対応できる。  【就職先】 電気工事業（内線・外線）、配電盤・制御盤製造業、鉄道電気工事業、消防設備工事業、電気通信設備工事業、ビルメンテナンス業、プラントメンテナンス業等	自動制御概論、電気理論、電気機器、測定法及び試験法、関係法規、設計図・施工図、電気工事、送配電及び配線設計、材料及び器工具、電気基本実習、コンピュータ操作基本実習、安全衛生作業法、電気機器制御実習、電気工事実習
設備工事科	1年	20	環境保全に関連する新技術に対応し、社会基盤の基礎となるガス、水道、空調等の安定的維持に貢献する配管施工技術者の育成  【取得を目指す主な資格】 技能検定（2級建築配管・3級冷凍空調設備）、各種特別教育等	・社会人（職業人）として、コミュニケーションができる。 ・2級建築配管技能士同等の配管作業ができる。 ・給排水衛生（上水道、一般住宅、ビル設備）、冷凍、空調、消防、ガスの基礎的な施工と点検ができる。 ・環境に配慮した新しい設備機器や器具による施工ができる。  【就職先】 上下水道事業所、建築配管事業所、冷凍・空調設備事業所、メンテナンス維持管理関連事業所等	空調設備、冷凍空調法、給排水設備、設備製図、液化石油ガス設備、器工具使用法、溶接、冷媒配管等

○ 短期課程（新設校）

科目	訓練期間	訓練定員	内容	仕上がり目標	主な教材
左官・エクステリア科	6月	10	<p>左官工事，コンクリートブロック工事及びタイル工事に使用する器工具及び機械の取扱いができるとともに，各工事の施工ができる人材の育成</p> <p>【取得を目指す主な資格】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研削といしの取替え等の業務に係る特別教育修了証</li> <li>・足場の組立て等特別教育修了証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の左官仕上げができる。</li> <li>・コンクリートブロック工事ができる。</li> <li>・主に住宅における敷地周囲のフェンス，カーポート，インターロッキングやコンクリートタタキ等のエクステリア工事ができる。</li> <li>・タイル，塗装作業ができる。</li> </ul> <p>【就職先】</p> <p>左官工事業，タイル・レンガ工事業 エクステリア関連施工業（住宅外構施工業等）</p>	<p>建築生産大意，材料，関係法規，機械操作基本実習，測量及び墨出実習，調査及びこね方，左官施工実習，鉄筋工作・ブロック組積・コンクリート施工実習，タイル施工実習，足場実習，安全衛生作業法</p>
造園・ガーデニング科	6月	10	<p>造園業や園芸業の多様化に対応し，造園や庭園の施工と管理等のできる人材の育成</p> <p>【取得を目指す主な資格】</p> <p>2級技能検定（造園）、各種特別教育等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2級造園技能士同等の造園作業ができる。</li> <li>・和風，洋風のガーデンが製作できる。</li> <li>・土作り，花壇の分類，色彩の知識，レンガ・セメント等の取り扱いができる。</li> <li>・仕様書，積算が製作できる。</li> </ul> <p>【就職先】</p> <p>造園業，園芸業等</p>	<p>植物・植栽概論，生産工学概論，植物病理学及び農業薬品，農業機械，庭園概論，材料，設計及び製図，造園法，農業機械使用法，土壌及び肥料準備作業，栽培基本作業，安全衛生作業法，根堀及び植栽作業，造園実習，庭園管理実習，室内園芸装飾法</p>
ジョブセレクト科	2～3月×2	10×2	<p>「コロナ感染症の影響により退職を余儀なくされた方」，「非正規雇用の方」，「フリーター」等を対象とし，校内の多くの訓練科での作業を通して，多くのものづくり産業（製造業）や建設業の基礎作業のできる人材の育成。</p> <p>訓練修了後，特定分野の技能をより深めるため，普通課程や短期課程に応募することを推奨する。</p> <p>【取得を目指す主な資格】</p> <p>各種特別教育等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くのものづくり産業（製造業）や建設業の基礎作業ができる。</li> </ul> <p>【就職先】</p> <p>製造業，建設業等</p>	<p>就業基礎Ⅰ，就業基礎Ⅱ，安全衛生，職業別作業，安全衛生作業法</p>

別添

厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準

第1 趣旨

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第22条の規定に基づく財産処分（補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（以下「補助対象財産」という。）を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等をいう。以下同じ。）の承認については、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するとともに、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、この承認基準を定め、承認手続等の一層の弾力化及び明確化を図ることとしたものである。

なお、補助対象財産の用途を変更する財産処分については、当該財産処分が行われる地域において、同種の社会資源が充足していることが前提であり、補助事業等を行う地方公共団体の判断を確認の上、その判断を尊重し、対応することとする。

第2 承認の手続

1 申請手続の原則

補助事業者等が財産処分を行う場合には、厚生労働大臣（適正化法第26条により事務委任されている場合は地方厚生（支）局長又は都道府県労働局長。以下「厚生労働大臣等」という。）に別紙様式1の財産処分承認申請書を提出することにより、申請手続を行う。間接補助事業者等が財産処分を行う場合には、当該間接補助事業に係る補助事業者等に対し財産処分の承認申請を行い、申請を受けた補助事業者等は、厚生労働大臣等に別紙様式1の財産処分承認申請書を提出することにより、申請手続を行う。

なお、厚生労働大臣等の承認を受けて財産処分を完了したときは、完了から1ヶ月以内に、別紙様式3により厚生労働大臣等に財産処分が完了した旨の報告を行う。

（注1）財産処分の種類

- 転 用：補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。
- 譲 渡：補助対象財産の所有者の変更。
- 交 換：補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換。なお、設備の故障時の業者による引取りは、交換ではなく廃棄に当たる。
- 貸 付：補助対象財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更。
- 取壊し：補助対象財産（施設）の使用を止め、取り壊すこと。
- 廃 棄：補助対象財産（設備）の使用を止め、廃棄処分をすること。

(注2) 一時使用の場合

施設の業務時間外の時間帯や休日を利用し、本来の事業に支障を及ぼさない範囲で一時的に他用途に使用する場合は、財産処分に該当せず、手続は不要である。

(注3) 承認後の変更

承認を得た後、当該承認に係る処分内容と異なる処分を行う場合又は当該財産処分の承認に付された条件を満たすことができなくなった場合には、改めて必要な手続が必要である。

(注4) 処分制限期間が10年未満である施設等への適用

処分制限期間が10年未満である施設又は設備についても、この承認基準に定める手続を要するが、処分制限期間を経過した場合には、この承認基準に定める手続を要しない。

(注5) 適正化法の規定を準用する貸付金の貸付けにより取得した財産の処分

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和62年法律第86号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第2条第1項第2号に該当する事業に要する費用に充てる資金を国が無利子で貸し付ける場合における当該無利子貸付金の貸付けにより取得された財産の処分を行う場合には、社会資本整備特別措置法第5条第1項において準用する適正化法の規定に基づく財産処分の承認が必要であることから、この承認基準を適用する。

## 2 申請手続の特例（包括承認事項）

次に掲げる財産処分（以下「包括承認事項」という。）であって別紙様式2により厚生労働大臣等への報告があったものについては、1にかかわらず、厚生労働大臣等の承認があったものとして取り扱うものとする。ただし、この報告において、記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。

なお、第2の1の別紙様式3の提出は要しない。

- (1) 地方公共団体が、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足していると判断の下に行う次の財産処分（有償譲渡及び有償貸付を除く。）
  - ① 経過年数（補助目的のために事業を実施した年数をいう。以下同じ。）が10年以上である施設又は設備（以下「施設等」という。）について行う財産処分
  - ② 経過年数が10年未満である施設等について行う財産処分であって、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく市町村建設計画又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第3条第1項の規定に基づく合併市町村基本計画に基づいて行われるもの
- (2) 災害若しくは火災により使用できなくなった施設等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある施設等の取壊し又は廃棄（以下「取壊し等」という。）

(注1) 地域再生法に基づくみなし承認の場合

地域再生法（平成17年法律第24号）の財産の処分の制限に係る承認の手続の特例規定により厚生労働大臣等の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続を要しない。

(注2) 補助財産取得時の抵当権設定

補助財産取得時の抵当権設定については、当該補助金の交付申請書に設けられた申請欄に記載することにより申請し、交付決定と同時に承認することとする。

### 第3 国庫納付に関する承認の基準

#### 1 地方公共団体が行う財産処分

(1) 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体が行う次の財産処分については、国庫納付に関する条件（財産処分に係る納付金（以下「財産処分納付金」という。）を国庫に納付する旨の条件をいう。以下同じ。）を付さずに承認するものとする。

① 包括承認事項

② 経過年数が10年未満である施設等に係る財産処分であって、次に掲げるもの

ア 市町村合併、地域再生等の施策に伴い、当該地方公共団体が当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う財産処分であって、厚生労働大臣等が適当であると個別に認めるもの（有償譲渡及び有償貸付を除く。）

イ 同一事業を10年以上継続する場合の無償譲渡又は無償貸付

ウ 道路の拡張整備等の設置者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し等（相当の補償を得ているものの、代替施設を整備しない場合を除く。）

エ 老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し等

(2) 国庫納付に関する条件を付して承認する場合

上記以外の転用、譲渡、貸付、交換及び取壊し等については、国庫納付に関する条件を付して承認するものとする。

#### 2 地方公共団体以外の者が行う財産処分

(1) 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体以外の者が行う次の財産処分については、国庫納付に関する条件を付さずに承認するものとする。（②及び③については、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足していることを前提とする。）

① 包括承認事項（災害等による取壊し等の場合）

② 経過年数が10年以上である施設等に係る財産処分であって、次の場合に該当するもの



- ア 転用、無償譲渡又は無償貸付の後に別表に掲げる事業に使用する場合
  - イ 交換により得た施設等において別表に掲げる事業を行う場合
  - ウ 別表に掲げる事業に使用する施設等を整備するために、取壊し等を行うことが必要な場合（建て替えの場合等）
  - エ 国又は地方公共団体への無償譲渡又は無償貸付
- ③ 経過年数が 10 年未満である施設等に係る財産処分であって、上記②アからエまでに該当するもののうち、市町村合併、地域再生等の施策に伴うものであって、厚生労働大臣等が適当であると個別に認めるもの（市町村建設計画又は合併市町村基本計画に基づくものを含む。）
- ④ 同一事業を 10 年以上継続する場合の無償譲渡又は無償貸付
- ⑤ 次に該当する取壊し等
- ア 道路の拡張整備等の設置者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し等（相当の補償を得ているものの、代替施設を整備しない場合を除く。）
  - イ 老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し等
- (2) 国庫納付に関する条件を付して承認する場合
- 上記以外の転用、譲渡、貸付、交換及び取壊し等については、国庫納付に関する条件を付して承認するものとする。
- (3) 再処分に関する条件を付す場合
- ① 再処分に関する条件を付す場合
- 上記(1)のうち、②（10 年以上の施設等の別表事業への使用等）、③（市町村合併等に伴う 10 年未満の施設等の別表事業への使用等）及び④（同一事業を 10 年以上継続する場合の無償譲渡又は無償貸付）の場合（取壊し等の場合及び国又は地方公共団体への無償譲渡の場合を除く。）には、再処分に関する条件（当初の財産処分の承認後 10 年（残りの処分制限期間が 10 年未満である場合には、当該期間）を経過するまでの間は、厚生労働大臣等の承認を受けないで当該施設等（交換の場合には、交換により得た施設等）の処分を行ってはならない旨の条件をいう。以下同じ。）を付すものとする。
- ② 再処分に関する条件を付された者の財産処分
- 再処分に関する条件を付された者が行う財産処分の承認については、この承認基準に基づき取り扱う。
- この場合、補助目的のために使用した期間と財産処分後に使用した期間とを通算した期間を経過年数とみなす。
- なお、譲渡により所有者に変更があった場合の申請手続については、財産処分後の所有者を、財産処分前の所有者とみなして取り扱う。

### 3 担保に供する処分（抵当権の設定）

次に掲げる担保に供する処分については、抵当権が実行に移される際に財産処分納付金を国庫に納付させることを条件として承認するものとする。

- (1) 補助財産を取得する際に、当該補助財産を取得するために行われるもの
- (2) 補助事業者等の資金繰りのため、抵当権の設定を認めなければ事業の継続ができないと認められるもので、返済の見込みがあるもの

(注1) 第3の1(1)②イ及び2(1)④において施設等の一部を他の目的に使用する場合は、当該部分の転用に当たるため、転用の手続を要する。

(注2) 土地の財産処分の取扱いについては、原則として、当該土地に整備された施設の財産処分の取扱いと同様とする。

## 第4 財産処分納付金の額

### 1 有償譲渡又は有償貸付

#### (1) 地方公共団体の場合

##### ① 譲渡額等を基礎として算定する場合

##### ア 財産処分納付金額

地方公共団体が行う次に掲げる有償譲渡又は有償貸付に係る財産処分納付金額は、譲渡額又は貸付額（貸付期間にわたる貸付額の合計の予定額。以下同じ。）に、総事業費（補助基準額を超える設置者負担分を含む。以下同じ。）に対する国庫補助額の割合を乗じて得た額とする。

(ア) 当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの地方公共団体の判断の下に行う経過年数が10年以上である施設等の有償譲渡又は有償貸付

(イ) 当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの地方公共団体の判断の下に行う経過年数が10年未満である施設等の有償譲渡又は有償貸付であって、市町村合併、地域再生等の施策に伴い当該財産処分を行うことが適当であると厚生労働大臣等が個別に認める場合（市町村建設計画又は合併市町村基本計画に基づくものを含む。）

(ウ) 同一事業を10年以上継続する場合の有償譲渡又は有償貸付

##### イ 上限額

残存年数納付金額（施設等にあつては、処分する施設等に係る国庫補助額に、処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。以下同じ。）又は貸付年数（処分制限期間内の期間に限る。以下同じ。）の割合を乗じて得た額を、土地等にあつては、国庫補助額をいう。以下同じ。）を上限額とする。

##### ② 残存年数納付金額とする場合

地方公共団体が行う上記①以外の有償譲渡又は有償貸付に係る財産処分納付金額は、残存年数納付金額とする。

(2) 地方公共団体以外の者の場合

① 譲渡額等を基礎として算定する場合

ア 財産処分納付金額

地方公共団体以外の者が行う次に掲げる有償譲渡又は有償貸付に係る財産処分納付金額は、譲渡額又は貸付額（評価額（不動産鑑定額又は残存簿価（減価償却後の額）をいう。以下同じ。）に比して著しく低価である場合には、評価額。）に、総事業費に対する国庫補助額の割合を乗じて得た額とする。

(7) 当該事業に係る社会資源が当該地域において充足している場合に行う経過年数が10年以上である施設等の有償譲渡又は有償貸付であって、別表に掲げる事業を行う場合

(4) 当該事業に係る社会資源が当該地域において充足している場合に行う経過年数が10年未満である施設等の有償譲渡又は有償貸付であって、別表に掲げる事業を行うもののうち、市町村合併、地域再生等の施策に伴い当該財産処分を行うことが適当であると厚生労働大臣等が個別に認める場合（市町村建設計画又は合併市町村基本計画に基づくものを含む。）

(9) 同一事業を10年以上継続する場合の有償譲渡又は有償貸付

イ 上限額

残存年数納付金額を上限額とする。

② 残存年数納付金額とする場合

地方公共団体以外の者が行う上記①以外の有償譲渡又は有償貸付の場合の財産処分納付金額は、残存年数納付金額とする。

2 転用、無償譲渡、無償貸付、交換又は取壊し等

国庫納付に関する条件を付された転用、無償譲渡、無償貸付、交換又は取壊し等の場合の財産処分納付金額は、残存年数納付金額とする。

3 担保に供する処分

抵当権が実行に移された際に納付すべき財産処分納付金の額は、有償譲渡の場合と同じ額とする（抵当権が実行に移された際に納付）。

第5 東日本大震災復興特別会計補助金等に係る財産処分への準用

この承認基準は、厚生労働省所管東日本大震災復興特別会計補助金等に係る財産処分に準用する。